

第二次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について

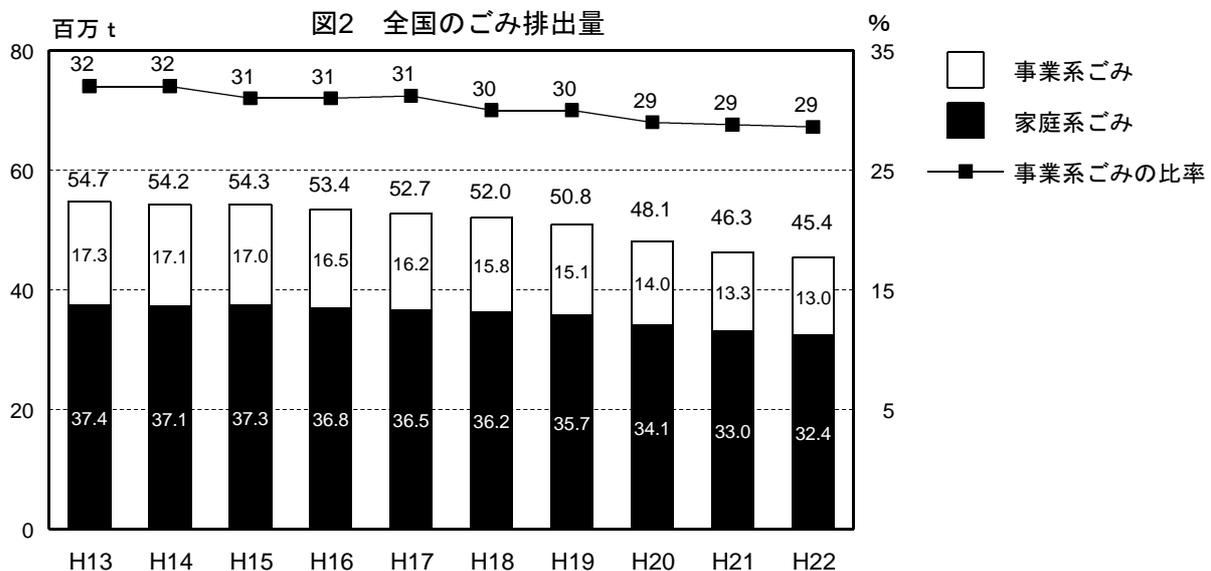
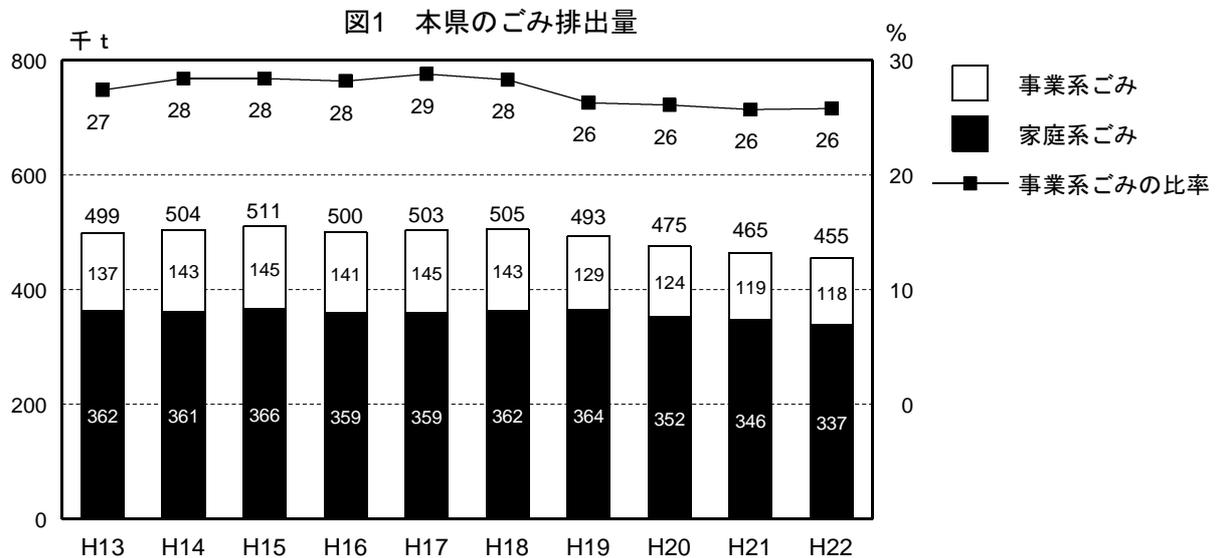
1. 一般廃棄物

(1) ごみの排出の状況

第2次廃棄物処理計画期間(平成18年度～22年度)中におけるごみの排出量*は、平成18年度までの横ばい傾向から減少傾向へと転じ、平成22年度には45万5千tまで減少した。(図1)ただし、この5年間の減少率は9.9%で、12.7%減少した全国のレベルより低い値であった。なお、全国のごみの排出量は過去10年間減少しており、平成18年度以降はこの傾向が顕著となり、平成22年には4,540万tとなった。(図2)

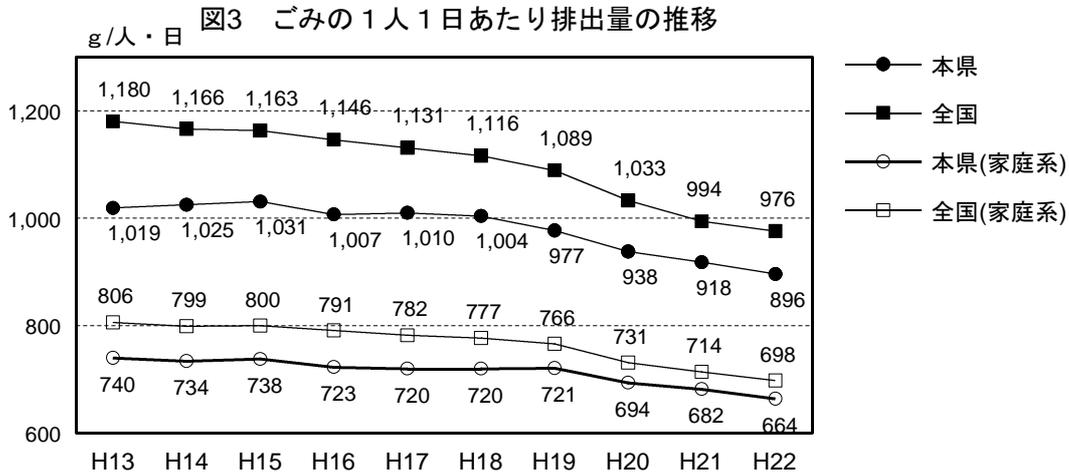
排出源別にみると、全国では平成18年度から22年度までの間に事業系で17.7%、家庭系(集団回収量を含む。)で10.5%減少したが、本県では事業系は17.5%減少し全国並みであったものの、家庭系の減少率は6.9%に止まった。

※；ごみの排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量



1人1日当たりのごみ排出量は、平成18年度に1,004gであったが、平成22年度までに11%にあたる108g減少し896gとなった。この値は、全国の平均値(976g)より約1割程度少なく、全国の都道府県では少ない方から6番目(平成22年度)であった。(図3)

このうち、家庭系(集団回収を含む)ごみの1人1日当たりの排出量は、平成19年度以降減少傾向に転じ平成22年度には664gとなった。ただし、この間に全国平均値は79g減少し、698gとなっており、過年度に比較して全国値との差が縮まっている。



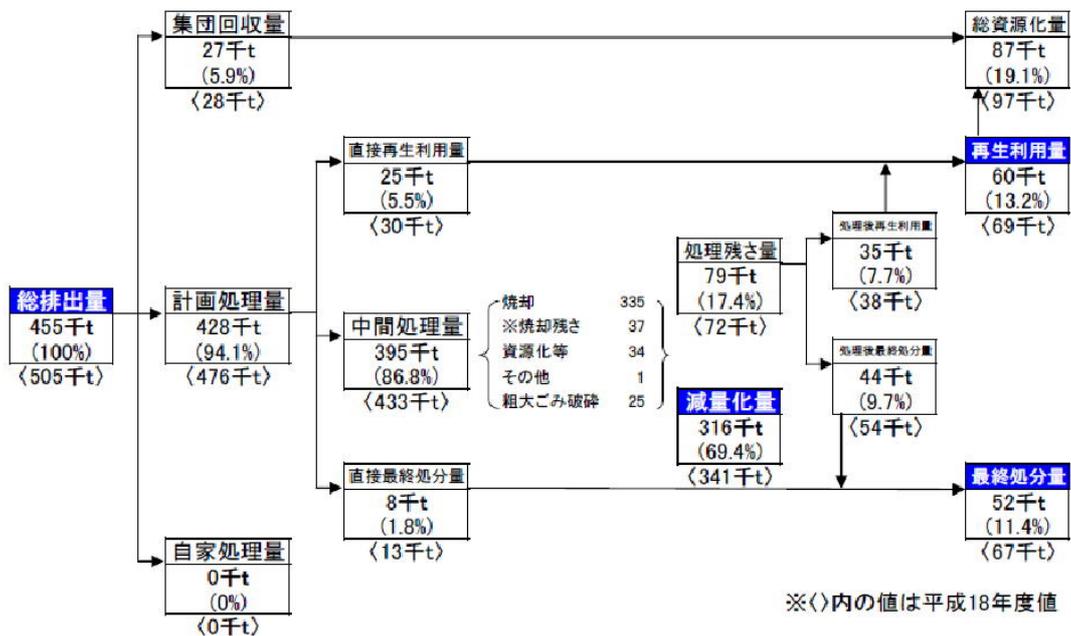
(2) ごみの処理の状況

ア. ごみの処理状況

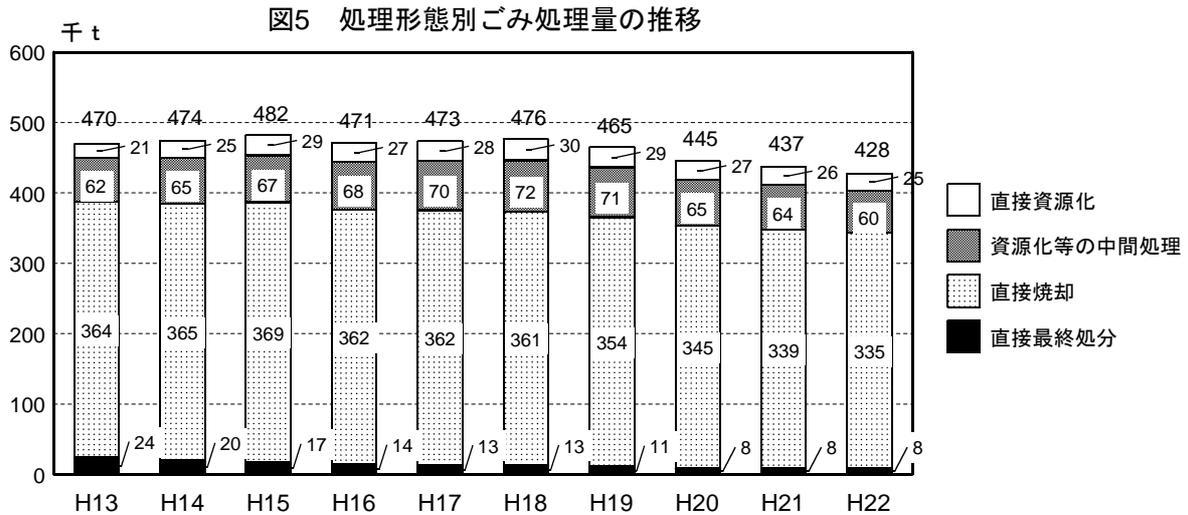
平成22年度のごみ処理の流れは図4のとおりで、総排出量から集団回収量を除いた42万8千トンが市町等により処理され、そのうち直接資源化されたものは2万5千t、焼却、破碎・選別等により中間処理されたものは39万5千t、直接埋立処分されたものは8千tであった。

中間処理されたごみは、7万9千tまで減量化され、そのうち4万4千tが最終処分されており、直接最終処分量と併せた最終処分量は5万2千tとなった。(図表4)

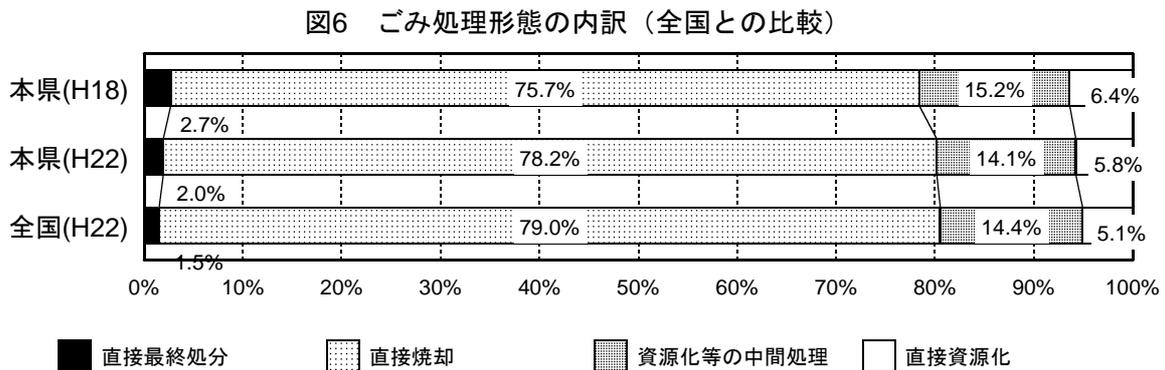
図4 一般廃棄物の処理フロー(平成22年度)



処理形態別のごみ処理量の推移をみると、ごみの排出量の減少につれて、いずれの形態も減少したが、直接最終処分については平成20年度以降8千 t で横ばい状態となっている。(図5)



ごみ処理形態の内訳をみると、直接焼却の比率は平成18年度から22年度の間75.7%から78.2%に増加したが、直接資源化は6.4%から5.8%に、資源化等の中間処理は15.2%から14.1%に、直接最終処分は2.7%から2.0%にいずれも減少し、全国平均値に近づいた。(図6)



イ. 再生利用(リサイクル)の状況

平成22年度に、市町で分別収集や中間処理により資源化された量は6万 t、自治会等によって資源回収された集団回収量*1 は2万7千 t であり、合計8万7千 t が資源化されたが、再生利用量はごみの排出量の減少に連動して、平成19年度以降減少している。

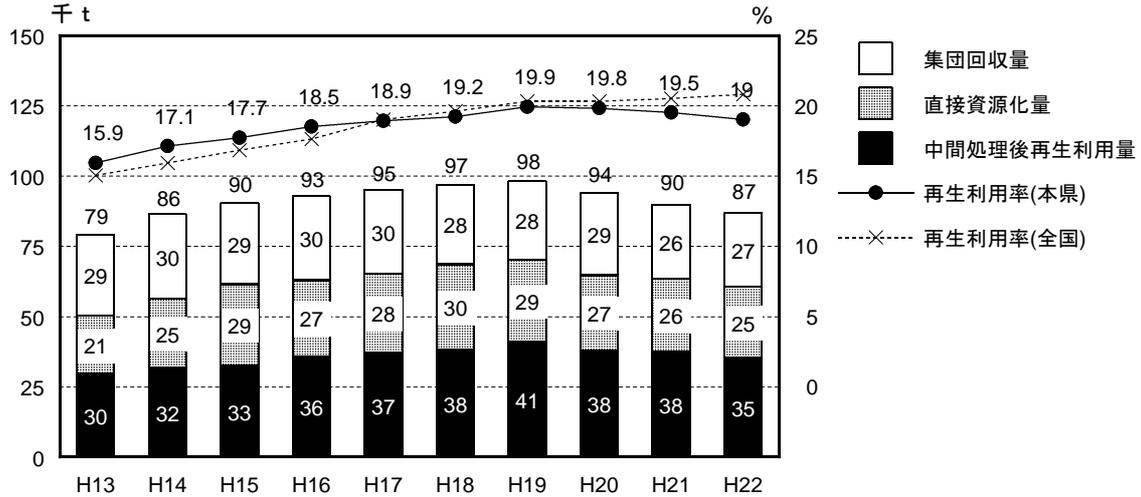
市町による資源化量と集団回収量を合わせた再生利用率*2 も、平成19年度以降低下しており、平成22年度は19.0%で、全国値(20.8%)より1.8ポイント下回った。(図7)

* 1 : 集団回収量は、自治会等による古紙等の回収のうち、市町村が補助金交付等により関与し、数量を把握しているものだけを集計しており、それ以外の回収量は含まれていない。

* 2 : 再生利用率(%) =
$$\frac{\text{市町直接資源化量} + \text{市町中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

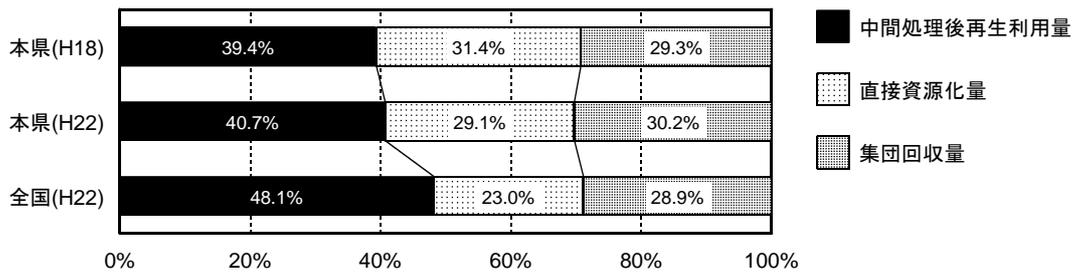
* 3 : 平成22年度の1人あたり集団回収量は、本県19.0kg/年、全国21.4kg/年となっている。

図7 再生利用量と再生使用率の推移



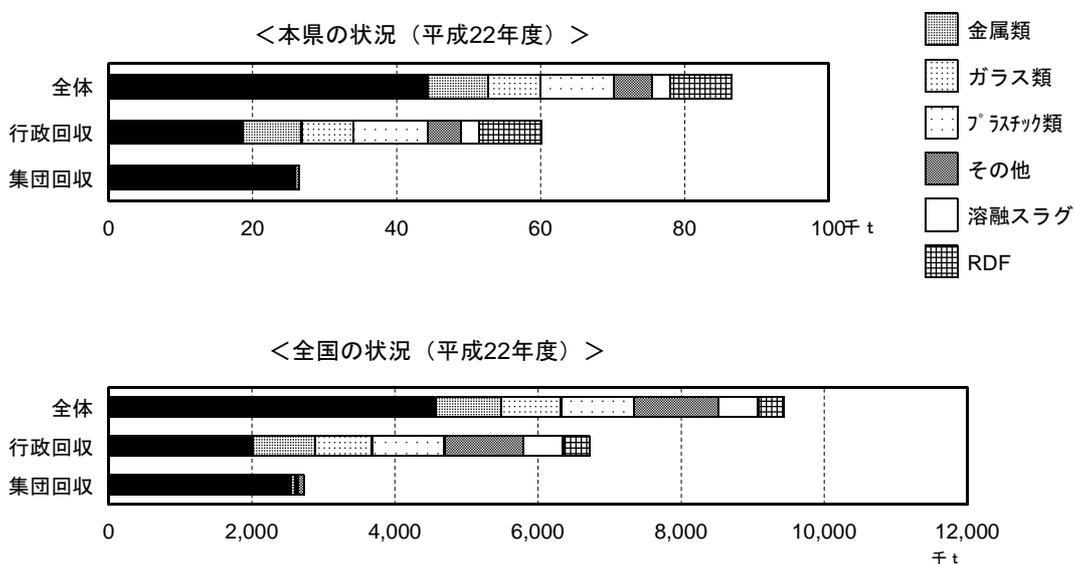
再生利用の内訳は、平成18年度から22年度にかけて大きな変化はなかった。全国と比較すると、本県では焼却灰の再生利用の比率が低いため、中間処理後の再生利用の比率は全国に比べて低い値となっている。(図8)

図8 再生利用の内訳 (全国との比較)



ごみの品目別に再生利用の状況を全国と比較すると、本県は「その他」(焼却残渣の有効利用を指す。)の比率が全国より低い一方で、RDFの比率が高いという特徴がある。(図9)

図9 品目別の再生利用の状況



各市町の再生利用の状況は表1、図10のとおりで、再生利用率が全国平均値を上回っている市町は、8市町であった。このうち、守山市、栗東市および米原市は、直接資源化の高い比率が再生利用率を押し上げる結果となっている。愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町は中間処理後の再生利用（RDF化）が高い再生利用率に寄与している。

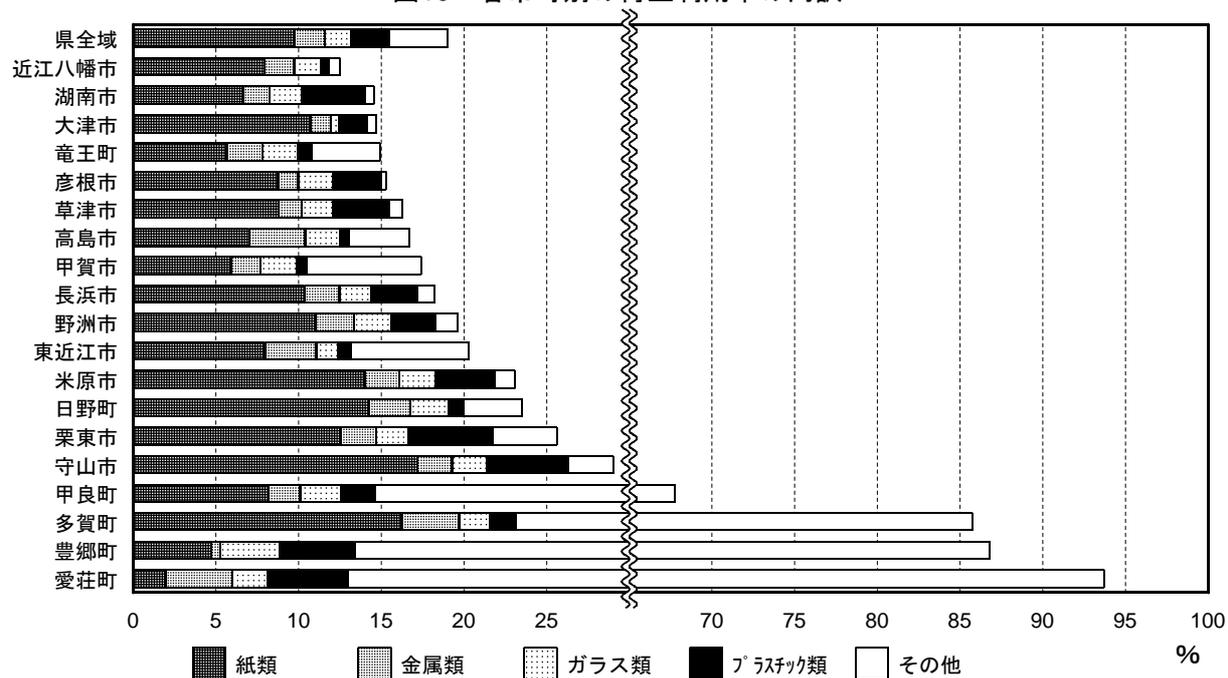
1人あたりの再生利用量が全国平均値を上回ったのは、古紙等の資源の行政回収を行っている守山市と、RDF処理を実施している湖東広域行政組合に加入する愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町の4町であった。

表1 市町別再生利用状況(平成22年度)

| 市町名 | 再生利用率(%) | | | | 1人あたりの再生利用量(kg/年) | | | | | |
|-------|----------|-------|-----------|------|-------------------|------|------|------|---------|-------|
| | 合計 | 直接資源化 | 中間処理後再生利用 | 集団回収 | 合計 | 紙類 | 金属類 | ガラス類 | プラスチック類 | その他 |
| 全国平均 | 20.8 | 4.8 | 10.0 | 6.0 | 80.8 | 34.6 | 7.3 | 6.5 | 8.0 | 24.4 |
| 県全域 | 19.0 | 5.4 | 7.8 | 5.8 | 62.2 | 31.9 | 6.0 | 5.2 | 7.4 | 11.7 |
| 大津市 | 14.7 | 0.0 | 3.9 | 10.7 | 51.4 | 37.5 | 4.3 | 1.7 | 5.9 | 2.0 |
| 彦根市 | 15.3 | 1.5 | 6.2 | 7.6 | 58.3 | 33.4 | 4.7 | 8.2 | 10.8 | 1.3 |
| 長浜市 | 18.3 | 14.7 | 3.6 | 0.0 | 56.1 | 31.8 | 6.5 | 6.0 | 8.5 | 3.3 |
| 近江八幡市 | 12.5 | 4.6 | 2.4 | 5.4 | 45.4 | 28.8 | 6.5 | 6.0 | 1.5 | 2.6 |
| 草津市 | 16.3 | 0.0 | 7.0 | 9.3 | 59.6 | 32.2 | 5.1 | 6.7 | 12.5 | 3.0 |
| 守山市 | 29.0 | 21.3 | 7.7 | 0.0 | 90.2 | 53.4 | 6.5 | 6.6 | 15.3 | 8.4 |
| 栗東市 | 25.6 | 14.5 | 11.2 | 0.0 | 74.9 | 36.7 | 6.3 | 5.7 | 14.7 | 11.5 |
| 甲賀市 | 17.4 | 8.0 | 9.4 | 0.0 | 54.7 | 18.7 | 5.6 | 6.8 | 1.9 | 21.7 |
| 野洲市 | 19.6 | 7.7 | 4.1 | 7.8 | 56.1 | 31.5 | 6.7 | 6.4 | 7.6 | 3.9 |
| 湖南市 | 14.6 | 3.8 | 5.6 | 5.2 | 43.9 | 20.0 | 4.8 | 6.0 | 11.3 | 1.8 |
| 高島市 | 16.7 | 0.0 | 15.5 | 1.2 | 60.7 | 25.5 | 12.3 | 7.5 | 2.1 | 13.2 |
| 東近江市 | 20.3 | 6.0 | 9.1 | 5.2 | 57.6 | 22.6 | 8.8 | 3.8 | 2.0 | 20.4 |
| 米原市 | 23.1 | 18.8 | 4.3 | 0.0 | 61.6 | 37.3 | 5.7 | 5.8 | 9.7 | 3.2 |
| 日野町 | 23.6 | 8.3 | 5.9 | 9.4 | 66.9 | 40.6 | 7.1 | 6.5 | 2.6 | 10.2 |
| 竜王町 | 14.9 | 8.8 | 6.1 | 0.0 | 41.4 | 15.7 | 6.1 | 5.9 | 2.3 | 11.4 |
| 愛荘町 | 93.7 | 6.5 | 87.3 | 0.0 | 206.7 | 4.3 | 8.9 | 4.7 | 10.7 | 178.2 |
| 豊郷町 | 86.8 | 0.0 | 86.8 | 0.0 | 219.1 | 11.9 | 1.4 | 9.0 | 11.5 | 185.2 |
| 甲良町 | 67.8 | 0.0 | 59.6 | 8.2 | 188.2 | 22.8 | 5.2 | 6.9 | 5.6 | 147.6 |
| 多賀町 | 85.9 | 7.1 | 60.7 | 18.1 | 229.2 | 43.4 | 9.2 | 5.0 | 4.1 | 167.4 |

注)網掛けは全国平均値を上回っている市町

図10 各市町別の再生利用率の内訳



ウ. 最終処分の状況

平成22年度の最終処分量は5万2千tで、減少傾向が鈍化している。この内訳をみると、焼却残渣と直接最終処分は減少量が低下しており、特に、直接最終処分量は8千tで横ばい状況にある。(図11)

1人1日当たりの最終処分量は103gで、全国平均値104g(平成22年度)とほぼ同じ値であった。

最終処分の内訳をみると(図12)、本県は全国に比較して直接最終処分と焼却残渣の比率が高くなっている。一方で、平成18年度に19.3%であった他の中間処理施設からの残渣が平成22年度には12.1%まで低下し、全国平均値14.7%より低い値となった。

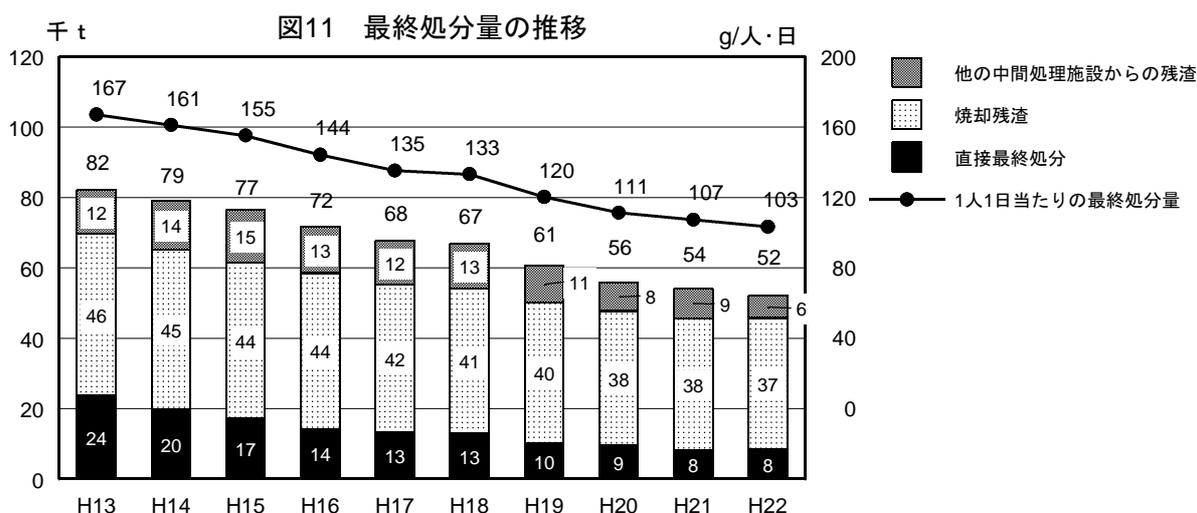
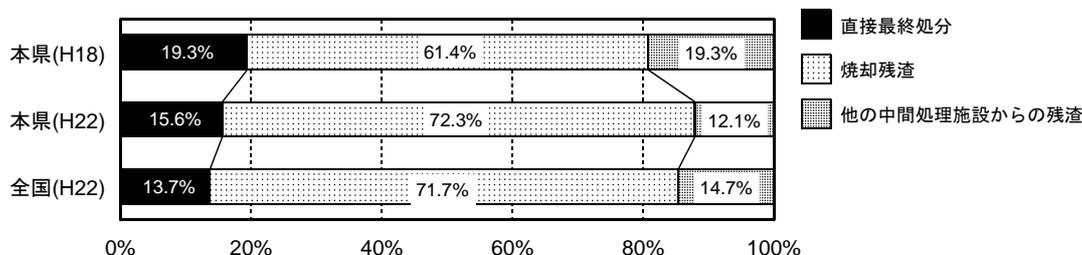


図12 最終処分の内訳(全国との比較)(平成22年度)



(3) し尿処理の状況

平成22年度において、下水道や浄化槽等によりし尿の処理を行っている人口は130万人で水洗化率は*93.8%となっており、全国平均値92.1%を上回っている。水洗化人口のうち、下水道人口は107万6千人(77.4%)で、増加を続けているが、浄化槽人口は平成10年度をピークに減少し、平成22年度には22万8千人(16.4%)となった。非水洗化人口は前年度より約8千人減少し、8万6千人(6.2%)となった。(表2, 図13)

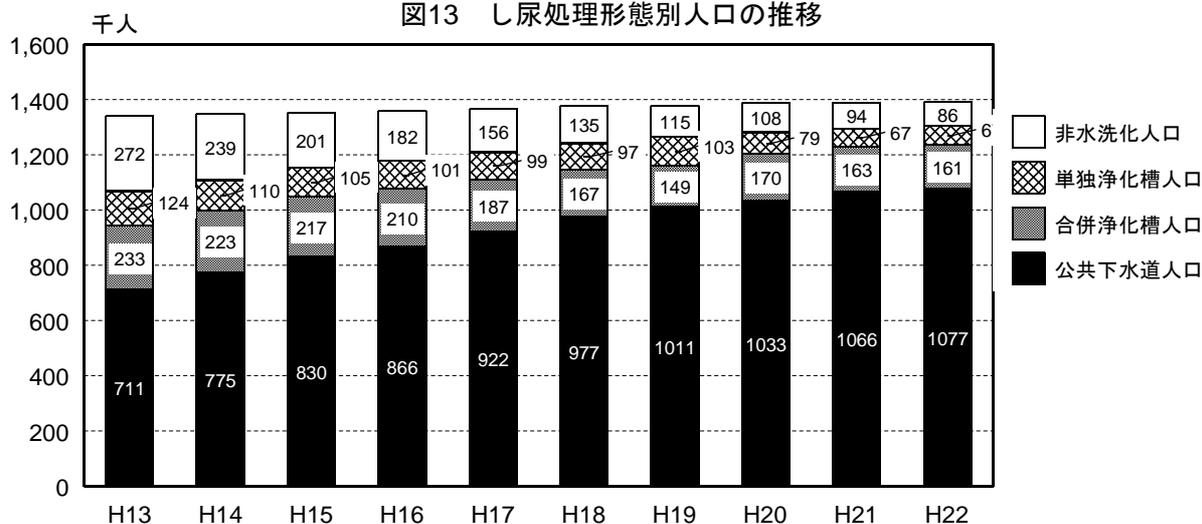
また、浄化槽の設置基数は、平成22年度末現在で40,745基(合併処理浄化槽22,398基)であり、平成13年度以降減少している。

*水洗化率=総人口のうち、し尿を下水道や浄化槽等により処理している人口の割合

表2 水洗化人口の推移

| | | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|------------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総人口 | | 1,340,200 | 1,347,187 | 1,353,170 | 1,358,978 | 1,365,059 | 1,377,215 | 1,378,678 | 1,388,931 | 1,389,630 | 1,390,771 |
| 水洗化人口 | 公共下水道 | 711,167 | 775,112 | 830,283 | 866,389 | 922,330 | 977,125 | 1,011,202 | 1,032,608 | 1,065,690 | 1,076,751 |
| | 浄化槽 | 357,392 | 332,700 | 321,919 | 310,434 | 286,636 | 264,610 | 252,481 | 248,772 | 229,817 | 228,073 |
| | (単独) | 123,951 | 110,062 | 104,633 | 100,695 | 99,183 | 97,196 | 103,292 | 79,096 | 66,994 | 67,479 |
| | (合併) | 233,441 | 222,638 | 217,286 | 209,739 | 187,453 | 167,414 | 149,189 | 169,676 | 162,823 | 160,594 |
| | 合計 | 1,068,559 | 1,107,812 | 1,152,202 | 1,176,823 | 1,208,966 | 1,241,735 | 1,263,683 | 1,281,380 | 1,295,507 | 1,304,824 |
| 非水洗化人口 | 計画収集人口 | 259,854 | 229,618 | 191,677 | 174,433 | 151,558 | 131,304 | 111,810 | 104,850 | 91,377 | 83,425 |
| | 自家処理人口 | 11,787 | 9,757 | 9,291 | 7,722 | 4,535 | 4,176 | 3,185 | 2,701 | 2,746 | 2,522 |
| | 合計 | 271,641 | 239,375 | 200,968 | 182,155 | 156,093 | 135,480 | 114,995 | 107,551 | 94,123 | 85,947 |
| 水洗化率(%) | | 79.7 | 82.2 | 85.1 | 86.6 | 88.6 | 90.2 | 91.7 | 92.3 | 93.2 | 93.8 |
| 非水洗化率(%) | | 20.3 | 17.8 | 14.9 | 13.4 | 11.4 | 9.8 | 8.3 | 7.7 | 6.8 | 6.2 |
| 公共下水道水洗化率 | | 53.1 | 57.5 | 61.4 | 63.8 | 67.6 | 70.9 | 73.3 | 74.3 | 76.7 | 77.4 |
| 浄化槽水洗化率(%) | | 26.7 | 24.7 | 23.8 | 22.8 | 21.0 | 19.2 | 18.3 | 17.9 | 16.5 | 16.4 |

図13 し尿処理形態別人口の推移

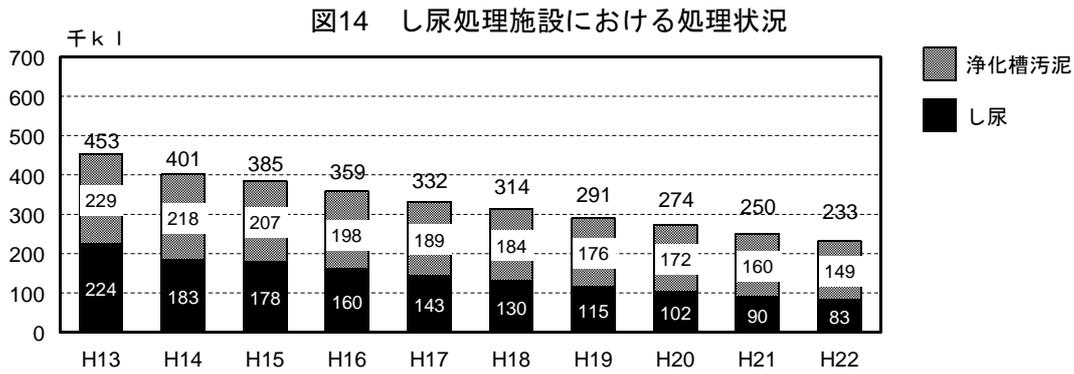


下水道の進捗に伴い、くみ取りし尿と浄化槽汚泥の処理量は著しく減少しており、平成22年度には平成13年度の半分にあたる24万kℓとなった。この内訳は、くみ取りし尿が8万3千kℓ、浄化槽汚泥が14万9千kℓで、平成13年以降、浄化槽汚泥量がくみ取りし尿量を上回っている。

全処理量の96.7%にあたる23万3千kℓは、し尿処理施設で処理されており、このうち浄化槽汚泥量は14万9千kℓで64.0%を占めている。(表3, 図14)

表3 し尿および浄化槽汚泥の処理状況 (単位: kℓ)

| 区分 | 内訳 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|--------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| し尿処理施設 | し尿 | 223,996 | 183,202 | 177,658 | 160,432 | 142,900 | 130,223 | 114,816 | 102,062 | 90,392 | 83,350 |
| | 浄化槽汚泥 | 228,563 | 218,117 | 207,389 | 198,284 | 189,056 | 183,525 | 175,697 | 171,778 | 159,935 | 149,233 |
| 下水道投入 | し尿 | 3,877 | 3,998 | 7,631 | 3,599 | 3,508 | 2,913 | 2,536 | 2,667 | 2,668 | 2,405 |
| | 浄化槽汚泥 | 2,636 | 2,610 | 5,709 | 2,467 | 2,153 | 1,765 | 1,546 | 1,942 | 1,875 | 3,089 |
| 海洋投入 | し尿 | 2,724 | 1,988 | 2,772 | 2,647 | 2,316 | 936 | - | - | - | - |
| | 浄化槽汚泥 | 7,441 | 2,911 | 2,756 | 2,987 | 3,067 | 1,515 | - | - | - | - |
| 農地還元 | し尿 | 35 | 15 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 浄化槽汚泥 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自家処理 | し尿 | 8,312 | 7,515 | 8,539 | 6,491 | 2,948 | 5,522 | 3,352 | 2,713 | 2,547 | 2,438 |
| | 浄化槽汚泥 | 24 | 24 | 24 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | 477,608 | 420,380 | 412,493 | 376,907 | 345,948 | 326,399 | 297,975 | 281,162 | 257,417 | 240,515 |



(4) 第2次計画の目標の達成状況

ア. ごみに関する目標の達成状況

ごみの総排出量は、平成22年度においては目標値を4.2万トン下回る42.8万トンに減少した。1人1日あたりのごみの排出量は平成22年度には844gとなり、目標値を達成した。

再生利用については、平成22年度の実績は総資源化量が8.7万t、再生利用率が19.0%となり、目標値を達成できなかった。

最終処分量は平成22年度には5.2万tとなり目標はわずかに達成できなかった。また、単純処理された量は、30.3万tで目標値を達成できなかった。(表4, 図15)

表4 第2次計画の目標値の達成状況

| 目標項目 | 目標値 H22年度 | 実績値 | | | | | 進捗状況 | |
|------------------|--------------|---------------|-------|-------|-------|-------|------|-----|
| | | H18年度 (始期) | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | | |
| 総排出量 ※ | 万t | 47 | 47.6 | 46.5 | 44.6 | 43.9 | 42.8 | 達成 |
| 1人1日あたりのごみの排出量 ※ | g/人・日 | 900 | 948 | 922 | 880 | 866 | 844 | 達成 |
| 総資源化量 | 万t | 12 | 9.7 | 9.8 | 9.4 | 9.0 | 8.7 | 未達成 |
| 再生利用率(リサイクル率) | % | 26 | 19.2 | 19.9 | 19.8 | 19.5 | 19.0 | 未達成 |
| 最終処分量 | 万t | 5 | 6.7 | 6.1 | 5.6 | 5.4 | 5.2 | 未達成 |
| 単純処理された量 | 万t | 21 | 36.7 | 32.4 | 31.6 | 31.0 | 30.3 | 未達成 |

※ 旧定義で設定 総排出量(旧定義) = 計画収集量 + 直接搬入量 + 自家処理量

1人1日あたりのごみの排出量 = 総排出量(旧定義) ÷ 人口 ÷ 年日数

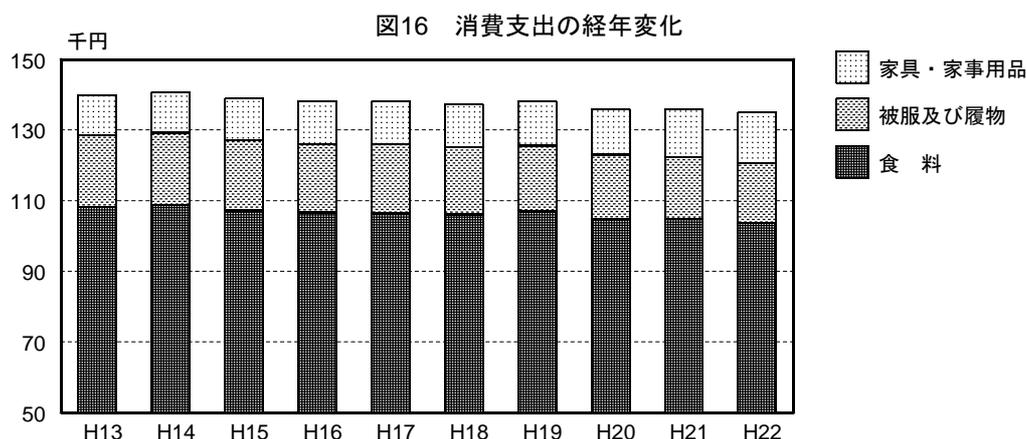
図15 第2次滋賀県廃棄物処理計画の目標値の達成状況(平成22年度)



○ごみの総排出量の減少要因について

ごみの総排出量は、計画期間中を通じて減少傾向を示し、5年間で8.9%減少した。一方、この期間中の総世帯の消費支出(大津市)は、「食料」と「被服及び履物」の合計値をみるとは減少傾向を示しており、5年間で3.6%減少している。(図16)

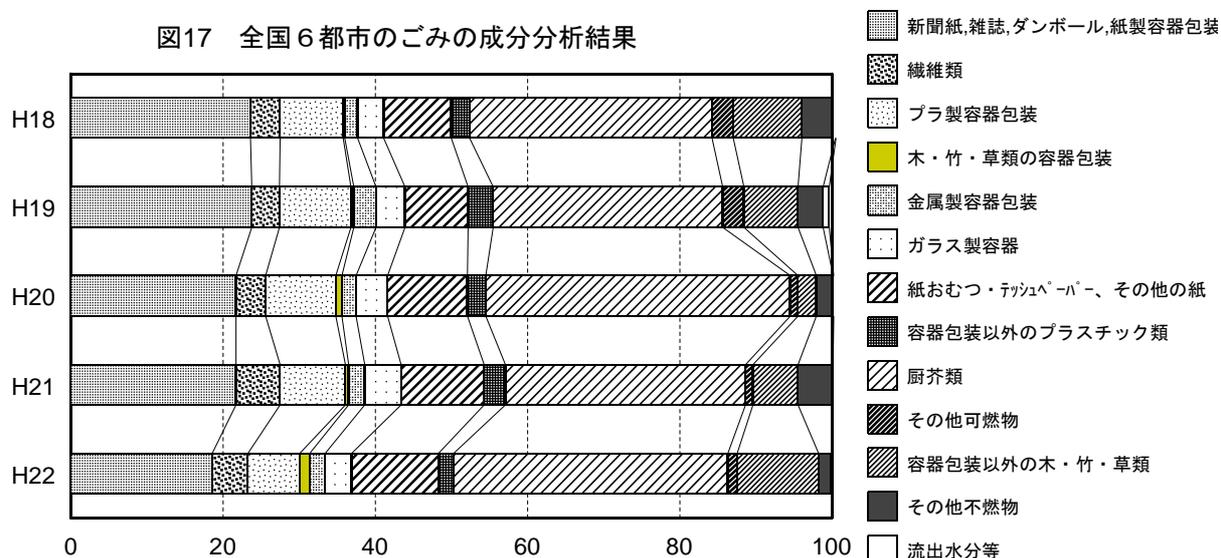
この期間中にごみの有料化等が実施された市町もあることから、その効果も考えられるものの、ごみの総排出量の動向と消費支出の動向が類似していること、県全域で同じような減少傾向が示していることから、ごみの総排出量が減少した大きな原因は消費支出の減少によるものと推測される。



○再生利用について

ごみの再生利用率は、平成19年度以降低下傾向が続いており、平成22年度には19%まで下がり、第2次計画の目標値26%の達成はできなかった。

この原因として、計画期間中に減少傾向を示したごみの総排出量が影響しているものと考えられることから、ごみの組成比の傾向を見てみた。図17に示したとおり、この期間には、再生利用に仕向けられる紙類やプラスチックの比率が下がる一方で、再生利用に仕向けることが困難な紙おむつのようなプラスチック類の比率が上昇している傾向が伺える。すなわち、消費支出の減少がごみの総排出量の減少につながり、この結果、相対的に再生利用に仕向けられないごみ成分の比率が増加したことが再生利用率が低下した原因であると考えられる。



イ. 今後の課題

- ・消費支出が減少する状況の下、ごみの総排出量は減少傾向にあり、同時に、再生利用量も減少して再生利用率が低下し、さらに、最終処分量は減少傾向が鈍化する状況となっている。
- ・今後、再生利用を考慮した施設整備が進まないと、再生利用の大幅な改善や最終処分量の削減を期待することはできない。しかし、施設整備には多大な時間と費用が必要となることから、まず、排出時の対応が必要となる。
- ・具体的には、比率が高まっている再生利用できないごみの排出を削減するため、「リデュース(排出抑制)」や「リユース(再利用)」の取組の推進が求められる。
- ・また、焼却ごみとして排出されているコピー紙等の雑紙の回収など分別の余地は残っており、こうした取組を検討する必要がある。
- ・施設整備に関しては、施設更新にあたって中間処理残渣の再利用の方策を検討していく必要がある。

ウ. 汚水処理施設整備に関する目標の達成状況

汚水処理施設の整備率は、平成22年度末で97.8%で目標値100%を達成できなかった。

整備率100%に向けて、引き続き汚水処理施設整備構想により計画的に整備を図っていく必要がある。(表5)

表5 第2次計画の目標値の達成状況

| | | 目標値(平成22年度) | 実績値(平成22年度末) | 進捗状況 |
|-----------|---|-------------|--------------|------|
| 汚水処理施設整備率 | % | 100 | 97.8 | 未達成 |

[参考資料1]総務省統計局「家計調査(家計収支編)」

主要項目の一人当たり季節調整済実質値の推移 ー 総世帯

| | 消費支出 | 食料 | 住居 | 光熱・水道 | 家具・家事用品 | 被服及び履物 | 保健医療 | 交通・通信 | 教育 | 教養娯楽 | その他の消費支出 | 諸雑費 |
|-------|---------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|--------|
| H13年度 | 400,673 | 108,075 | 30,514 | 28,553 | 11,400 | 20,382 | 15,203 | 47,813 | 12,964 | 39,918 | 0 | 28,303 |
| H14年度 | 406,076 | 108,667 | 30,891 | 29,386 | 11,639 | 20,496 | 15,500 | 49,280 | 13,554 | 40,579 | 0 | 29,800 |
| H15年度 | 405,845 | 107,150 | 31,165 | 28,909 | 11,745 | 19,971 | 16,045 | 51,640 | 13,815 | 40,249 | 0 | 30,043 |
| H16年度 | 409,541 | 106,630 | 30,116 | 29,750 | 12,147 | 19,364 | 16,145 | 53,318 | 13,872 | 42,216 | 0 | 31,007 |
| H17年度 | 408,606 | 106,524 | 30,740 | 30,287 | 12,197 | 19,370 | 17,078 | 51,753 | 13,108 | 42,699 | 0 | 31,133 |
| H18年度 | 403,707 | 105,986 | 29,659 | 29,799 | 12,220 | 19,041 | 17,144 | 51,682 | 13,037 | 42,863 | 0 | 31,200 |
| H19年度 | 410,046 | 106,887 | 28,852 | 30,079 | 12,653 | 18,586 | 17,562 | 52,591 | 13,238 | 44,836 | 0 | 32,489 |
| H20年度 | 401,710 | 104,714 | 28,846 | 28,858 | 12,937 | 18,225 | 17,008 | 52,816 | 13,206 | 45,571 | 0 | 32,728 |
| H21年度 | 404,954 | 104,803 | 28,550 | 29,574 | 13,620 | 17,524 | 17,551 | 54,430 | 13,339 | 47,092 | 0 | 32,484 |
| H22年度 | 405,030 | 103,608 | 29,799 | 30,466 | 14,381 | 16,931 | 17,498 | 53,696 | 13,210 | 47,615 | 0 | 32,358 |

[参考資料2]環境省の「ごみ組成分析結果」データの再整理

単位：重量比%

| 組成分類項目 | 6都市平均 | | | | 7都市平均 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
| 新聞紙、雑誌、ダンボール、紙製容器包装 | 23.6 | 23.8 | 21.7 | 21.7 | 18.6 |
| 繊維類 | 3.9 | 3.6 | 3.9 | 5.8 | 4.7 |
| プラ製容器包装 | 8.3 | 9.4 | 9.2 | 8.6 | 6.8 |
| 木・竹・草類の容器包装 | 0.2 | 0.4 | 0.8 | 0.4 | 1.3 |
| 金属製容器包装 | 1.7 | 2.9 | 1.9 | 2.1 | 2.0 |
| ガラス製容器 | 3.4 | 3.8 | 4.1 | 4.8 | 3.5 |
| 紙おむつ・ティッシュペーパー、その他の紙 | 8.9 | 8.3 | 10.5 | 10.9 | 11.4 |
| 容器包装以外のプラスチック類 | 2.4 | 3.3 | 2.4 | 2.8 | 2.0 |
| 厨芥類 | 31.8 | 30.1 | 40.0 | 31.5 | 36.0 |
| その他可燃物 | 2.8 | 2.8 | 1.0 | 1.0 | 1.2 |
| 容器包装以外の木・竹・草類 | 9.0 | 7.1 | 2.4 | 5.9 | 10.7 |
| その他不燃物 | 4.4 | 3.3 | 2.2 | 4.6 | 1.7 |
| 流出水分等 | 0.1 | 0.8 | 0.1 | 0.0 | 0.0 |
| 合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

[参考資料3]環境省「ごみ組成分析結果」

単位：重量比%

| | 組成分類項目 | 6都市平均 | | | | 7都市 | |
|----|---------------|------------------|------|------|------|------|------|
| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | |
| 1 | 新聞紙 | 5.80 | 4.80 | 5.70 | 4.90 | 4.20 | |
| 2 | 書籍・雑誌 | 4.50 | 4.30 | 3.00 | 3.80 | 4.20 | |
| 3 | 広告・チラシ・DM | (1)一枚ずつのもの | 3.20 | 5.60 | 2.70 | 2.30 | 2.30 |
| 4 | | (2)冊子状のもの | 2.00 | 1.10 | 1.80 | 1.70 | 0.90 |
| 5 | ダンボール | 2.50 | 2.80 | 2.70 | 3.80 | 3.40 | |
| 6 | 用紙 | 1.10 | 0.70 | 0.60 | 1.20 | 1.20 | |
| 7 | 飲料等紙製容器(アルミ無) | (1)アルコール飲料パック | 0.10 | 0.00 | 0.00 | 0.10 | 0.30 |
| 8 | | (2)500ml以上の飲料パック | 0.50 | 0.40 | 0.70 | 0.50 | 0.30 |
| 9 | | (3)500ml未満の飲料パック | 0.20 | 0.20 | 0.00 | 0.00 | 0.10 |
| 10 | その他の紙製容器包装 | (1)紙パック(アルミつき) | 0.10 | 0.10 | 0.20 | 0.10 | 0.00 |
| 11 | | (2)複合アルミ箔 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 12 | | (3)紙コップ・カップ | 0.20 | 0.20 | 0.20 | 0.10 | 0.10 |
| 13 | | (4)コンジット缶 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 14 | | (5)紙製トレイ・紙皿 | 0.20 | 0.20 | 0.30 | 0.10 | 0.00 |
| 15 | | (6)紙箱 | 2.50 | 2.70 | 2.80 | 2.30 | 1.30 |
| 16 | | (7)商品の紙袋・包装紙 | 0.30 | 0.30 | 0.30 | 0.20 | 0.20 |
| 17 | | (8)販売店の紙袋・包装紙 | 0.40 | 0.40 | 0.50 | 0.60 | 0.10 |
| 18 | | (9)その他の容器包装 | 0.00 | 0.00 | 0.20 | 0.00 | 0.00 |

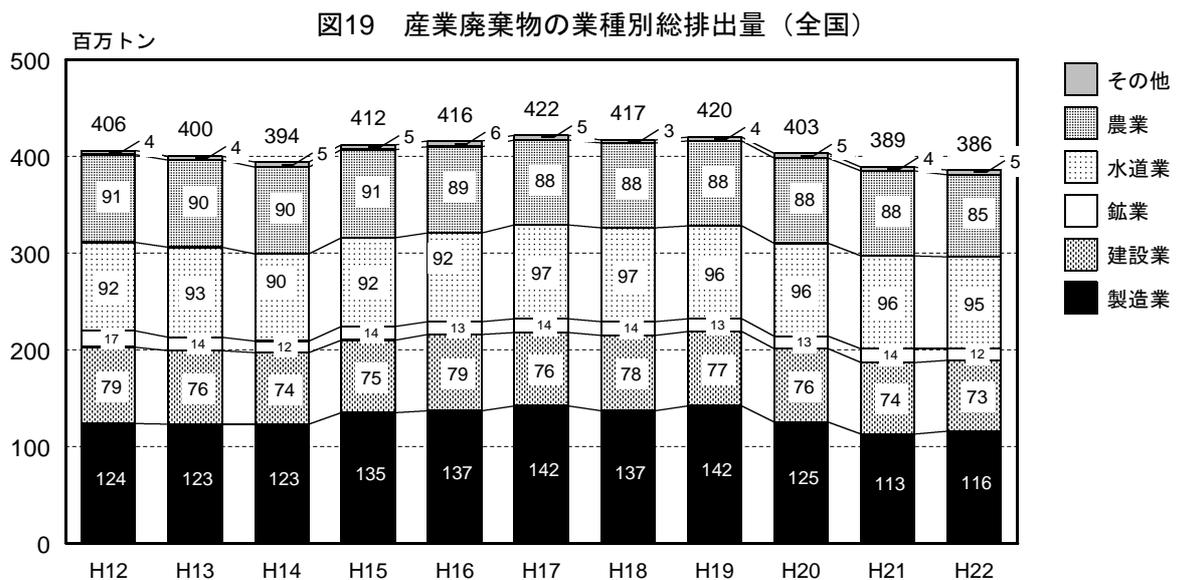
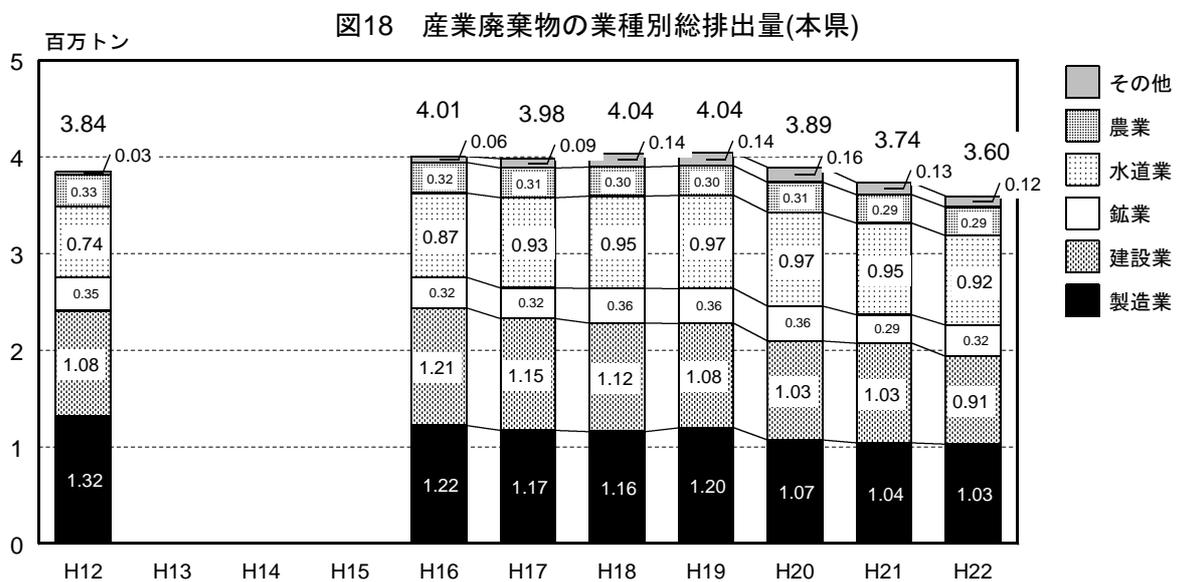
| | | | | | | | |
|----|---------------------------------------|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 19 | 紙おむつ・ティッシュペーパー等使い捨て商品 | | 6.60 | 6.50 | 7.60 | 7.60 | 9.80 |
| 20 | その他の紙 | | 2.30 | 1.80 | 2.90 | 3.30 | 1.60 |
| 21 | 繊維類 | | 3.90 | 3.60 | 3.90 | 5.80 | 4.70 |
| 22 | ペットボトル | (1)飲料用ペットボトル | 1.00 | 1.30 | 1.10 | 1.10 | 1.40 |
| 23 | | (2)しょう油・本みりん | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.00 | 0.10 |
| 24 | | | | | 0.10 | 0.10 | 0.10 |
| 25 | | (3)その他のペットボトル | 0.20 | 0.30 | 0.10 | 0.10 | 0.20 |
| 26 | 発泡スチロール | (1)白色トレイ | 0.20 | 0.20 | 0.20 | 0.20 | 0.10 |
| 27 | | (2)白色以外のトレイ | 0.20 | 0.20 | 0.10 | 0.20 | 0.10 |
| 28 | その他のプラ製容器包装 | (1)PET以外のプラスチックボトル | 0.50 | 0.90 | 0.80 | 0.80 | 0.40 |
| 29 | | (2)パック・カップ・弁当容器 | 1.90 | 1.90 | 2.30 | 2.10 | 1.60 |
| 30 | | (3)複合アルミ箔 | 0.50 | 0.60 | 0.60 | 0.50 | 0.40 |
| 31 | | (4)商品の袋・包装(アルミ無し) | 1.80 | 1.80 | 1.80 | 1.70 | 1.40 |
| 32 | | (5)販売店の袋・包装 | 0.40 | 0.30 | 0.50 | 0.50 | 0.20 |
| 33 | | (6)販売店のレジ袋 | 1.00 | 1.10 | 0.80 | 0.70 | 0.30 |
| 34 | | (7)ラップ・ネット | 0.30 | 0.30 | 0.40 | 0.20 | 0.20 |
| 35 | | (8)緩衝材・詰め物 | 0.10 | 0.20 | 0.10 | 0.20 | 0.10 |
| 36 | | (9)その他の容器包装・梱包材 | 0.10 | 0.20 | 0.20 | 0.20 | 0.20 |
| 37 | 容器包装以外のプラスチック類 | | 2.40 | 3.30 | 2.40 | 2.80 | 2.00 |
| 38 | | (1)ごみ収集袋(指定収集袋) | | | 0.50 | 0.30 | 0.20 |
| 39 | | (2)ごみ収集袋(市販) | | | 0.30 | 0.10 | 0.30 |
| 40 | | (3)クリーニング袋 | | | 0.10 | 0.10 | 0.10 |
| 41 | | (4)使い捨てのプラスチック類 | | | 0.00 | 0.10 | 0.20 |
| 42 | | (5)その他の容器包装以外 | | | 1.50 | 2.20 | 1.20 |
| 43 | ゴム・皮革類 | | 0.60 | 0.50 | 0.80 | 0.50 | 0.80 |
| 44 | 木・竹・草類の容器包装 | | 0.20 | 0.40 | 0.70 | 0.30 | 0.10 |
| 45 | | 使い捨ての木・竹・草類 | | | 0.10 | 0.10 | 1.20 |
| 46 | 容器包装以外の木・竹・草類 | | 9.00 | 7.10 | 2.40 | 5.90 | 10.70 |
| 47 | 厨芥類 | | 31.80 | 30.10 | 40.00 | 31.50 | 36.00 |
| 48 | スチール製容器 | (1)飲料缶用容器 | 0.30 | 0.40 | 0.20 | 0.30 | 0.20 |
| 49 | | (2)その他の容器 | 0.70 | 0.70 | 0.50 | 0.60 | 0.50 |
| 50 | 容器包装以外のスチール | | 0.10 | 0.60 | 0.30 | 0.10 | 0.40 |
| 51 | アルミ製容器 | (1)飲料缶用容器 | 0.50 | 0.80 | 0.70 | 0.80 | 0.70 |
| 52 | | (2)その他の容器 | 0.00 | 0.20 | 0.00 | 0.10 | 0.10 |
| 53 | 容器包装以外のアルミ | | 0.00 | 0.10 | 0.20 | 0.10 | 0.10 |
| 54 | その他の金属製容器包装 | | 0.10 | 0.10 | 0.00 | 0.10 | 0.00 |
| 55 | 容器包装以外その他の金属 | (1)電池 | 0.20 | 0.20 | 0.10 | 0.20 | 0.10 |
| 56 | | (2)電池以外のその他の金属 | 0.70 | 0.50 | 0.50 | 0.90 | 0.10 |
| 57 | 無色のガラス製容器 (除ほうけい酸ガラス) | (1)リターナブルビン(生きびん) | 0.00 | 0.10 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 58 | | (2)リターナブルビン(割れびん) | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 59 | | (3)ワンウェイビン | 1.70 | 1.50 | 1.90 | 2.40 | 1.60 |
| 60 | 茶色のガラス製容器 (除ほうけい酸ガラス) | (1)リターナブルビン(生きびん) | 0.20 | 0.20 | 0.30 | 0.20 | 0.20 |
| 61 | | (2)リターナブルビン(割れびん) | 0.10 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 62 | | (3)ワンウェイビン | 0.80 | 1.30 | 1.20 | 1.60 | 1.20 |
| 63 | その他色のガラス製容器 (除ほうけい酸・乳白色のガラス容 器) | (1)リターナブルビン(生きびん) | 0.00 | 0.00 | 0.10 | 0.00 | 0.00 |
| 64 | | (2)リターナブルビン(割れびん) | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 65 | | (3)ワンウェイビン | 0.50 | 0.60 | 0.50 | 0.60 | 0.50 |
| 66 | ほうけい酸ガラス・乳白色のガラス容器 | | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.00 | 0.00 |
| 67 | 容器包装以外のガラス | | 0.30 | 0.40 | 0.20 | 0.30 | 0.20 |
| 68 | その他可燃物 | | 2.20 | 2.30 | 0.20 | 0.50 | 0.40 |
| 69 | その他不燃物 | | 3.20 | 2.20 | 1.40 | 3.20 | 1.30 |
| | 流出水分等 | | 0.10 | 0.80 | 0.10 | 0.00 | 0.00 |
| | 合計 | | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |

2. 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の排出の状況

産業廃棄物の排出量は、全国では平成20年度から減少に転じ、平成18年度から22年度までに3千1百万t（7.4%）減少した。（図19）県内の事業場から排出される産業廃棄物量も同様の傾向を示し、平成20年度以降減少に転じ、平成22年度には359万6千tと、第2次廃棄物処理計画初年度の平成18年度に比較して44万2千t（約10.9%）減少した。

この間の状況を業種別にみると、全国では製造業の減少率が15.3%と最も大きかったが、本県では建設業の減少率が19.2%（減少量21万6千t）と最も大きく、次いで、製造業が14.7%（減少量12万7千t）で、両業種の減少量が全体の減少量の約8割を占めている。一方、水道業と農業はともに3%程度の減少で、大きな変動はなかった。（図18）



品目別の排出量は、汚泥が195万5千tで全体の54%を占め、以下、がれき類(69万7千t, 19%)、家畜のふん尿(29万2千t, 8%)、廃プラスチック類(12万6千t, 4%)の順で、全国に比較してがれき類の比率が高い一方で、汚泥・家畜ふん尿の比率が低い。(表6, 図20, 21)

平成18年度と比較すると、がれき類が20万6千t、汚泥が20万5千t、金属くずが3万8千t減少した。一方で、廃アルカリは4万t、ガラス・陶磁器くずは2万4千t、木くずは1万3千t増加した。

表6 産業廃棄物品目別・業種別排出量(平成22年)(単位:千t/年)

| 種類 | 合計 | | | 農業 | 鉱業 | 建設業 | 製造業 | 水道業 | その他 |
|----------|-------|------|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|
| | H22 | 比率 | H18 | | | | | | |
| 燃え殻 | 5 | 0% | 5 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 1 |
| 汚泥 | 1,955 | 54% | 2,160 | 0 | 319 | 27 | 670 | 923 | 17 |
| 廃油 | 57 | 2% | 62 | 0 | 0 | 1 | 42 | 0 | 14 |
| 廃酸 | 26 | 1% | 28 | 0 | 0 | 0 | 25 | 0 | 1 |
| 廃アルカリ | 122 | 3% | 82 | 0 | 0 | 0 | 117 | 0 | 5 |
| 廃プラスチック類 | 126 | 4% | 129 | 0 | 0 | 26 | 58 | 0 | 42 |
| 紙くず | 5 | 0% | 8 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 木くず | 100 | 3% | 99 | 0 | 0 | 100 | 0 | 0 | 0 |
| 繊維くず | 0 | 0% | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 動植物性残渣 | 12 | 0% | 13 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 |
| ゴムくず | 0 | 0% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金属くず | 28 | 1% | 66 | 0 | 0 | 9 | 7 | 0 | 11 |
| ガラス・陶磁器 | 107 | 3% | 83 | 0 | 0 | 35 | 57 | 0 | 14 |
| 鉱さい | 42 | 1% | 70 | 0 | 4 | 1 | 36 | 1 | 2 |
| がれき類 | 697 | 19% | 903 | 0 | 0 | 697 | 0 | 0 | 0 |
| ばいじん | 2 | 0% | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 家畜ふん尿 | 292 | 8% | 301 | 292 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 家畜死体 | 0 | 0% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 18 | 1% | 30 | 0 | 0 | 9 | 1 | 0 | 7 |
| 合計 | 3,596 | 100% | 4,038 | 292 | 323 | 910 | 1,033 | 924 | 115 |

図20 品目別排出量(本県)

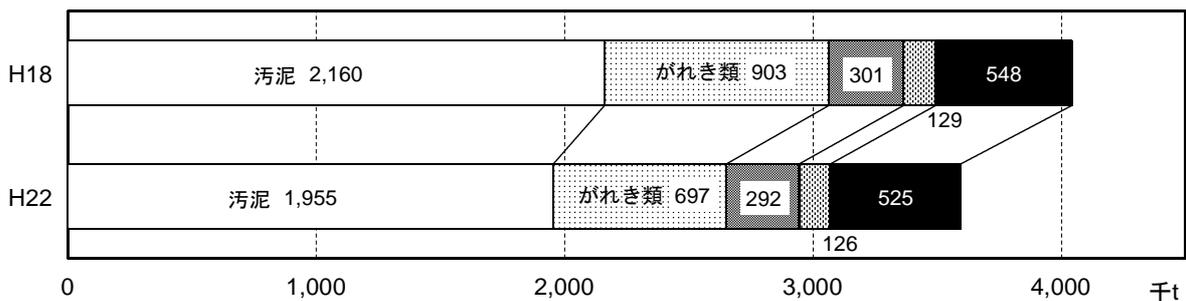
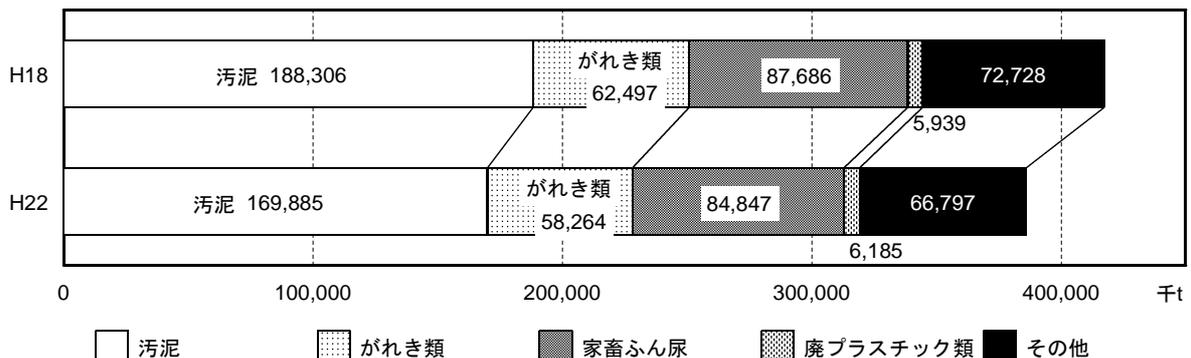


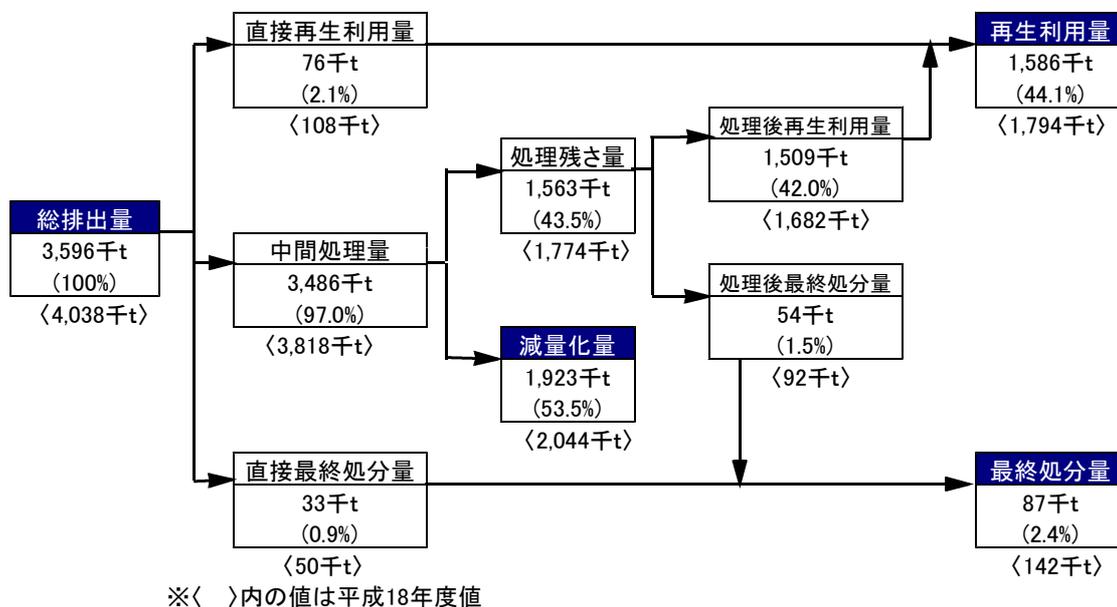
図21 品目別排出量(全国)



(2) 産業廃棄物の処理の状況

平成22年度における産業廃棄物の処理状況は図21のとおりで、排出量359万6千トンのうち44.1%にあたる158万6千tが再生利用され、53.5%にあたる192万3千トンが中間処理により減量化され、2.4%にあたる8万7千トンが最終処分された。(図22)

図22 産業廃棄物の処理フロー(平成22年度)



処理状況を品目別にみると、汚泥、廃酸および廃アルカリは減量化量の比率が高く、廃プラスチック類、木くず、動植物性残さ、金属くず、ガラス・陶磁器くず、鋳さい、がれき類および家畜の糞尿は資源化量の比率が高くなっている。燃え殻、ばいじん、その他の廃棄物

表7 産業廃棄物の品目別の処理の状況(平成22年度)(千t)

| 品目 | 排出量 | | 減量化量 | | 再生利用量 | | 再生利用率 | | 最終処分量 | |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | H18 | H22 | H18 | H22 | H18 | H22 | H18 | H22 | H18 | H22 |
| 燃え殻 | 5 | 5 | 0 | 1 | 2 | 1 | 40.0 | 20.0 | 3 | 3 |
| 汚泥 | 2,160 | 1,955 | 1,929 | 1,758 | 216 | 188 | 10.0 | 9.6 | 15 | 9 |
| 廃油 | 62 | 57 | 23 | 33 | 38 | 24 | 61.3 | 42.1 | 0 | 0 |
| 廃酸 | 28 | 25 | 24 | 15 | 4 | 8 | 14.3 | 32.0 | 0 | 2 |
| 廃アルカリ | 82 | 122 | 68 | 87 | 13 | 34 | 15.9 | 27.9 | 0 | 1 |
| 廃プラスチック類 | 129 | 126 | 19 | 12 | 81 | 99 | 62.8 | 78.6 | 29 | 15 |
| 紙くず | 8 | 5 | 1 | 0.5 | 6 | 3 | 75.0 | 60.0 | 1 | 1.5 |
| 木くず | 99 | 100 | 14 | 6 | 77 | 85 | 77.8 | 85.0 | 8 | 9 |
| 繊維くず | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 |
| 動植物性残さ | 13 | 13 | 7 | 2 | 6 | 11 | 46.2 | 84.6 | 0 | 0 |
| ゴムくず | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金属くず | 66 | 28 | 0 | 0 | 63 | 27 | 95.5 | 96.4 | 2 | 1 |
| ガラス陶磁器くず | 83 | 107 | 4 | 3 | 63 | 86 | 75.9 | 80.4 | 16 | 18 |
| 鋳さい | 70 | 42 | 0 | 0 | 64 | 40 | 91.4 | 95.2 | 5 | 2 |
| がれき類 | 903 | 697 | 0 | 0 | 891 | 682 | 98.7 | 97.8 | 11 | 15 |
| ばいじん | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0.0 | 50.0 | 1 | 1 |
| 家畜ふん尿 | 301 | 292 | 0 | 0 | 301 | 292 | 100.0 | 100.0 | 0 | 0 |
| 家畜の死体 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他産業廃棄物 | 30 | 18 | 6 | 4 | 14 | 5 | 46.7 | 27.8 | 10 | 9 |
| 合計 | 4,038 | 3,596 | 2,094 | 1,923 | 1,840 | 1,586 | 45.6 | 44.1 | 103 | 87 |

(混合廃棄物等)は最終処分量の占める割合が高い。(表7, 図23)

これらの傾向は、全国とほぼ同じであるが、本県では廃プラスチック類の再生利用率が高い一方で、燃え殻については再生利用率が低い結果となっている。(図24)

平成18年度から平成22年度にかけて、がれき類の排出量が20万6千t減少し、それに伴って資源化量も20万9千t減少したことから、産業廃棄物全体の資源化率が45.6%から44.1に下がる結果となった。

図23 本県の品目別処理の状況 (平成22年度)

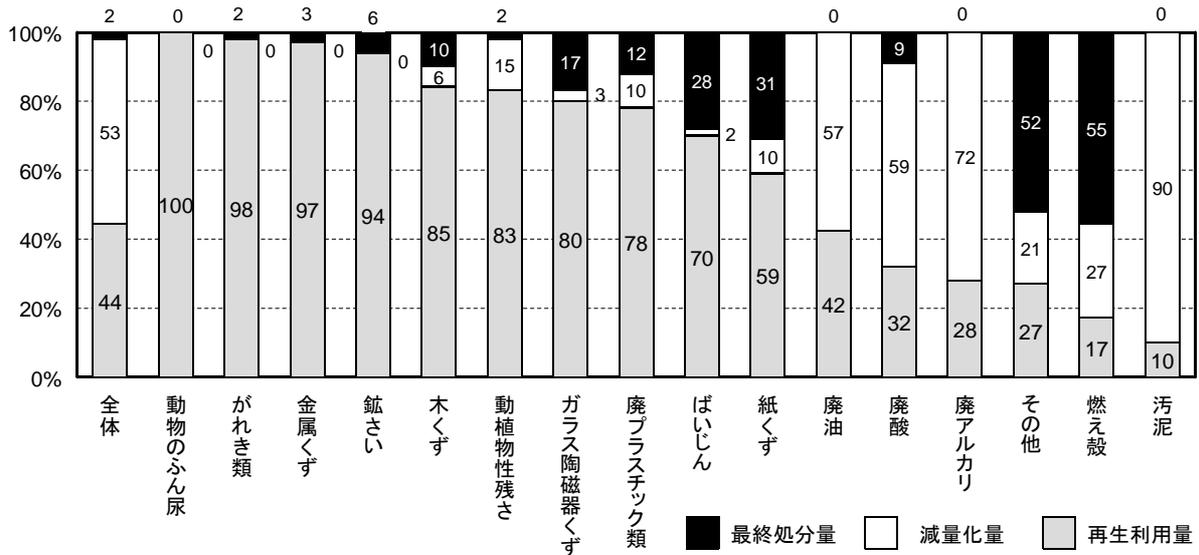
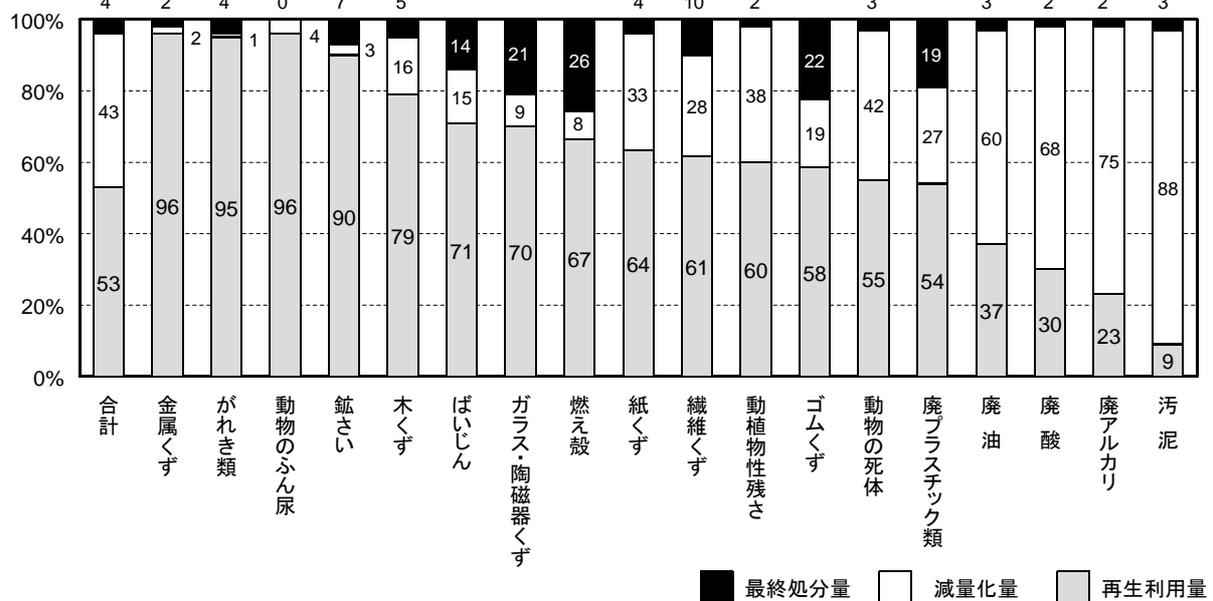


図24 全国の品目別処理の状況 (平成22年度)



(3) 産業廃棄物の最終処分状況

最終処分された量は、平成12年度には発生量の7.4%にあたる28万6千tであったが、再生利用の促進等により平成18年度には発生量の2.6%にあたる10万3千tまで減少した。その後、最終処分量は横ばいから微減で推移しており、平成22年度には発生量の2.4%にあたる8万7千tとなった。なお、本県では、全国値(3.7%)に比較して最終処分の比率が低いですが、発生量に占める汚泥の比率が高く、減量化率が高いことが主な理由と考えられる。

平成18年度から22年度の間、排出量は403万tから359万tへと約11%減少した一方で、再生利用率は45.5%から44.1%へと低下していることから、最終処分量の減少は専ら発生量の減少によるものと考えられる。(図25～27)

図25 産業廃棄物の最終処分量の推移(本県)

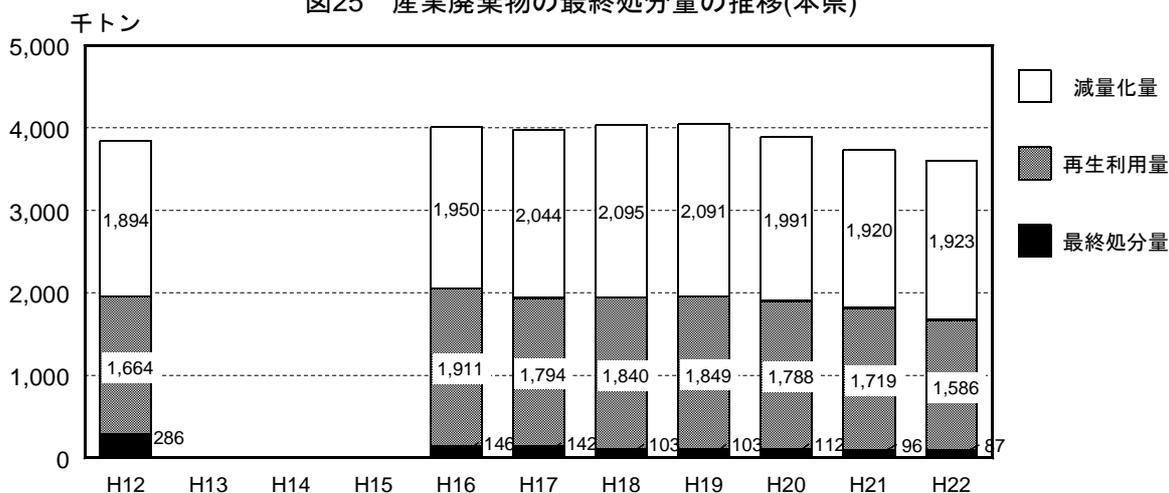


図26 産業廃棄物の最終処分量の推移(全国)

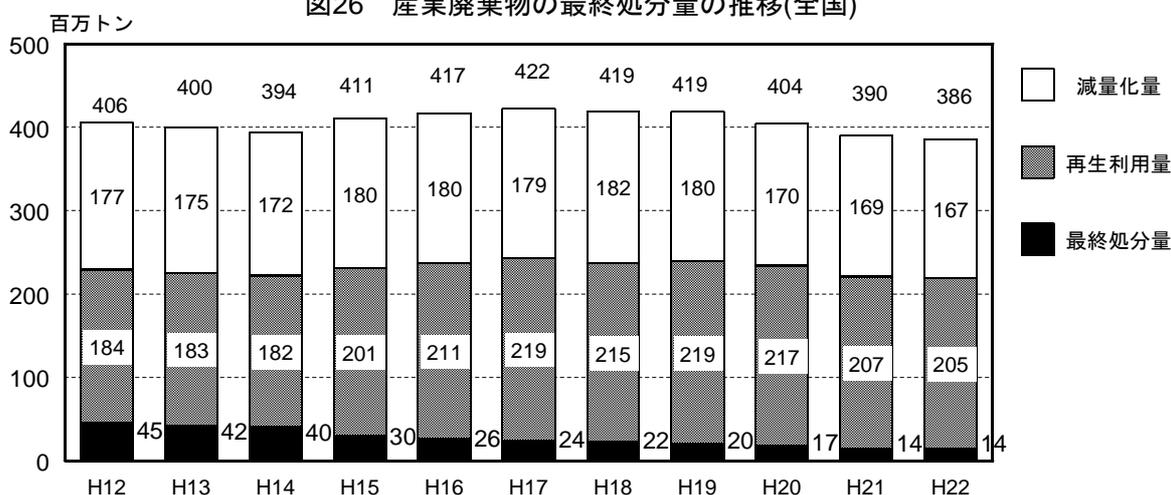
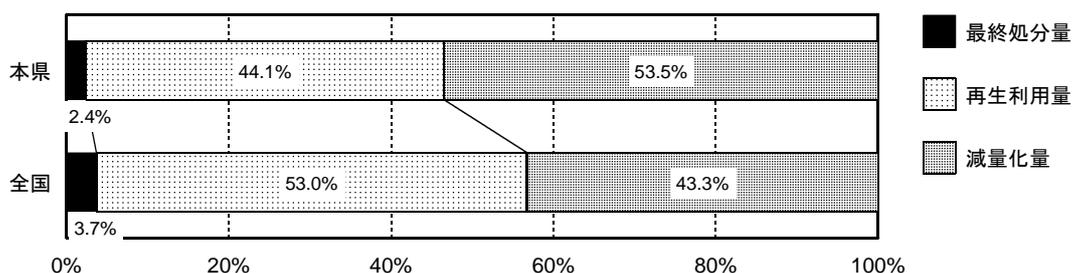


図27 全国との比較 (H22)



(4) 第2次計画の目標の達成状況

ア. 第2次計画の目標の達成状況

平成22年度における県内の産業廃棄物の総排出量は359万6千tと推計され、計画の目標値の403万tを43万4千t下回り、すでに目標値を達成している。

総排出量から汚泥の脱水による減量分を除いた量（発生量）は199万tであり目標値233万tより34万tも多く削減され、目標を達成した。このうち約9割にあたる177万1千tが有効利用された。

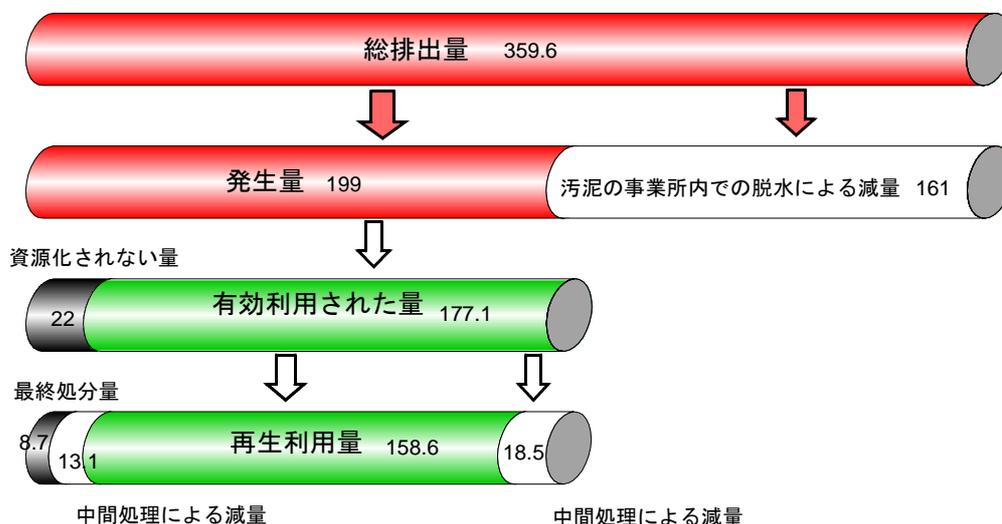
有効利用された量のうち中間処理による減量分を除いた158万6千tが再生利用され、再生利用率は44%となり目標値50%には届かなかった。

総排出量が減少して「資源化されない量」も減少したものの、20万tとする目標値は達成できなかった。一方、最終処分量は8万7千tで、すでに13万tとする目標値を達成している。（表8, 図23）

表8 第2次計画の目標値の達成状況

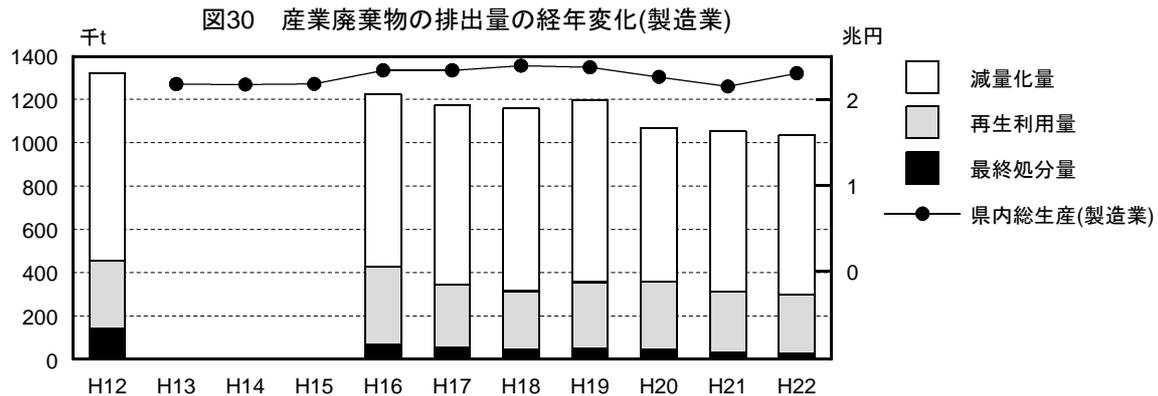
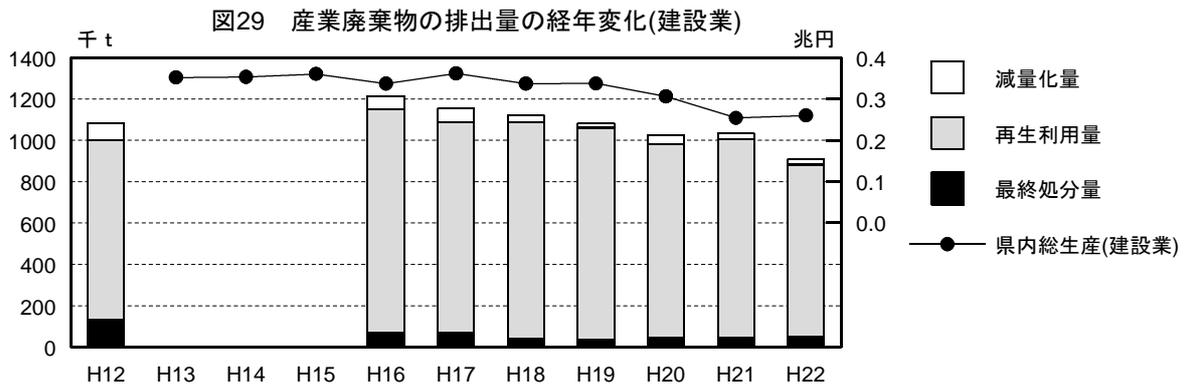
| 目標項目 | 単位 | 目標値 | 実績値 | | | | | 進捗状況 |
|----------|----|--------|---------------|-------|-------|-------|-------|------|
| | | 平成22年度 | H18年度 (始期) | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | |
| 総排出量 | 万t | 403 | 403.8 | 404.3 | 389.1 | 373.5 | 359.6 | 達成 |
| 発生量 | 万t | 233 | 235 | 234 | 229 | 225.6 | 199.0 | 達成 |
| 再生利用量 | 万t | 200 | 184.0 | 184.9 | 178.8 | 171.9 | 158.6 | 未達成 |
| 再生利用率 | % | 50 | 45.6 | 45.7 | 46.0 | 46.0 | 44.0 | 未達成 |
| 資源化されない量 | 万t | 20 | 24 | 25 | 24 | 22 | 22 | 未達成 |
| 最終処分量 | 万t | 13 | 10.3 | 10.3 | 11.2 | 9.6 | 8.7 | 達成 |

図28 第2次滋賀県廃棄物処理計画の目標の達成状況（平成22年度）



○産業廃棄物の総排出量について

産業廃棄物の総排出量は、平成20年度以降減少に転じ、計画期間中に10.9%減少した。このうち、排出量が多い建設業と製造業について、排出量と経済活動別県内総生産のトレンドを比較したところ(図29, 30)、この期間、両者ともに右肩下がりとなるトレンドを示していることから、排出量の減少には経済的要因が少なからず影響しているものと推測される。

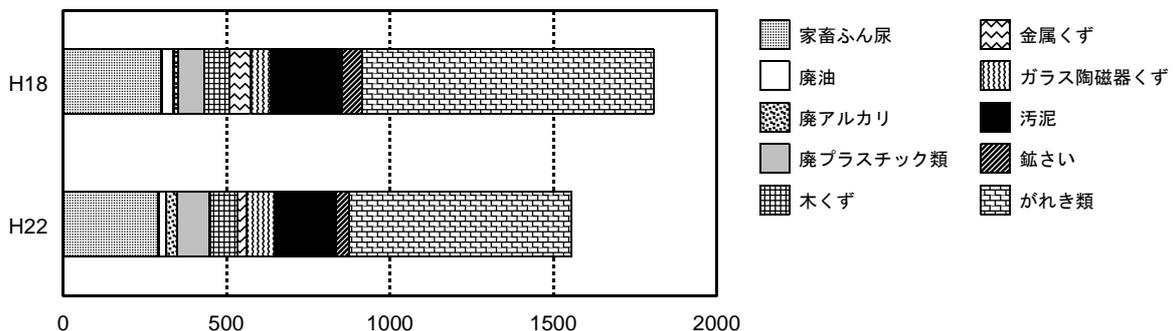


○再生利用について

ごみの再生利用率は、計画期間中46%程度の横ばい状態で推移し、平成22年度には44%となり、第2次計画の目標値50%は達成できなかった。

平成18年度と22年度の再生利用量の内訳をみると(図31)、他の品目については再生利用量の変化は小さいが、がれき類の再生利用量の減少が目立っている。再生利用率が98%に及び平均値を押し上げているがれき類の排出量が大きく減少し、それによって再生利用量が大幅に減少したことが、再生利用率が低下したものと考えられる。

図31 再生利用量の変化



イ. 今後の課題

有効利用率は平成16年度以降9割程度のレベルにあり、再生利用はすでに非常に高い程度まで進んでいると考えられる。さらに再生利用を推進することは、かえって処理に伴うエネルギー利用量の増加など環境負荷の増大を招く可能性もあることから、資源の循環とともに、様々な環境負荷にも配慮した総合的な対応を検討する必要がある。

3. 第2次廃棄物処理計画の主な施策の実施状況

第2次廃棄物処理計画の主な施策の実施状況の概要は次のとおりである。(資料2参照)

(1) 循環社会への転換について

①グリーン購入の推進、②グリーンコンシューマーの育成、③環境マネジメントシステムの認証取得等10の施策について、啓発や情報交換などのソフト事業に取り組んだ。

この結果、滋賀グリーン購入ネットワークの加盟団体数が442団体に増加し、レジ袋の使用削減に関してスーパーや消費者団体による「削減宣言」に結びつけるなど一定の成果を得た。

(2) 排出抑制について

①資源化の促進、②生ごみの堆肥化等の取り組み、③ゼロエミッション型農村づくりの推進等12の施策に取り組んだ。

この結果、「生ごみ資源化の取り組み事例集」や「バイオマス利用のための手引き書」や「ごみ処理有料化に導入に係るマニュアル」を作成し、施策の基盤となるツールの整備が進んだ。

(3) 循環を目指した資源化の仕組みづくり

①行政回収の体制整備、②ごみ分別の啓発、③リサイクル法に則った資源化取り組み等13の施策に取り組んだ。

この結果、容器包装リサイクル法の施行に関しては第6期分別収集計画を策定し、資源有効利用促進法に関しては指定副産物のリサイクル率を確保するなど着実な進捗を見た。

(4) 適正処理の基盤整備について

①処理施設の広域化、②汚水処理構想の推進、③廃棄物処理基準の遵守等8の施策に取り組んだ。

この結果、平成20年10月に公共関与の管理型最終処分場としてクリーンセンター滋賀を開業した。一方、県南部広域処理システムについては、木くずや廃プラスチックなどの熱利用が促進されたことから計画を中止した。なお、市町における処理施設の整備については様々な調整に時間を要し広域化の進捗は遅れている。

(5) 不法投棄防止と美化推進について

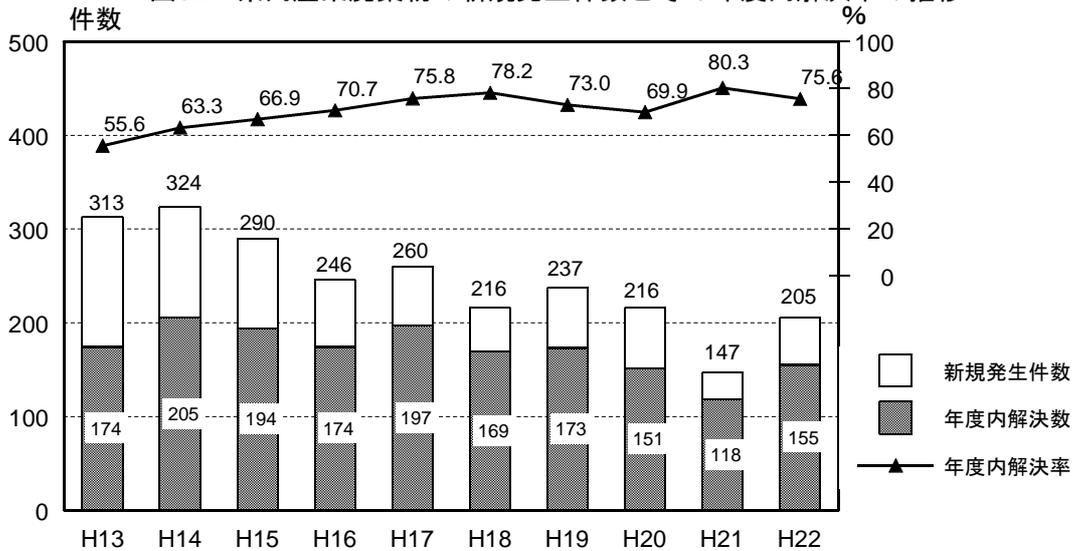
①美化活動の推進、②ポイ捨て防止の啓発と監視、③不法投棄監視取り締まりの強化等6の施策を推進した。

ア. 産業廃棄物不法投棄等の防止

産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数は、平成10年代前半には概ね300件前後で推移していたが、平成12年度に監視・指導員を配置するとともに、平成16年度に設置した産業廃棄物不法投棄等防止対策検討委員会の報告に基づき各種施策を推進していることなどにより発生件数は減少しており、平成22年度の新規発生件数は205件となった。

こうした新規発生事案の発生年度内解決率は、人目につかない場所や時間帯に不法投棄が行われるなどその手口が悪質かつ巧妙化していることから、伸び悩んでいる。(図32)

図32 県内産業廃棄物の新規発生件数とその年度内解決率の推移



イ. 美化推進－散在性ごみ対策の状況

美しい環境に恵まれた住みよい郷土づくりを進めるため、県民、企業、団体、県および市町が一体となって、県内全域を対象に一斉清掃を実施している。基準日の5月30日、7月1日および12月1日は、滋賀県ごみの散乱防止に関する条例に基づく「環境美化の日」として、県民にごみの散乱防止について一層の関心と理解を求めている。

また、7月1日は「環境基本条例」において「びわ湖の日」に定められていることから、環境保全の自主的な県民運動として、びわ湖周辺を中心に湖国の清掃美化活動が実施されている。(表9)

表9 平成22年度の環境美化活動実施内容

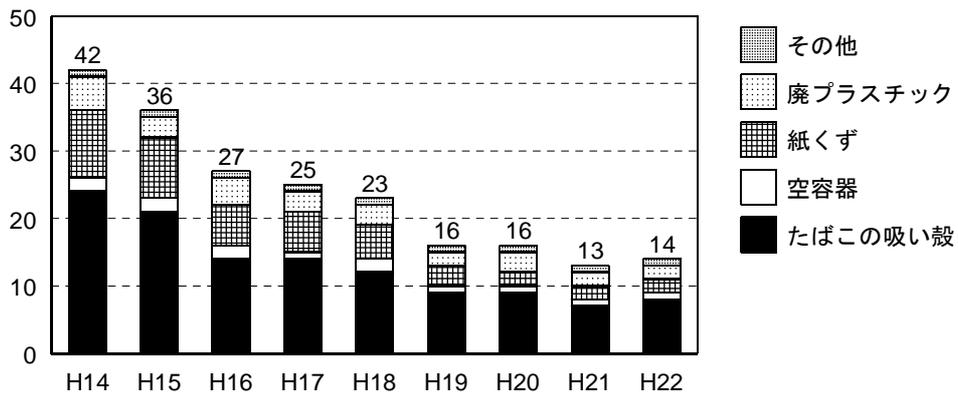
| 事業名 | 実施日 | 趣旨および目的 | 活動内容 |
|-------------|---|---|-------------------------------|
| ごみゼロ大作戦 | 5月30日(基準日) 5月23日から6月6日までの運動期間中に実施 | 「ポイ捨てごみのない湖国滋賀」の実現を目指し、ごみの散乱防止に関する条例(クリーン条例)に定める環境美化の日(5月30日)を中心に県民総参加で一斉清掃を行い環境への意識を高める。 | 県内全域において各市町が美化推進地域を中心に清掃活動を実施 |
| びわ湖を美しくする運動 | 7月1日(基準日) 6月27日から7月11日までのびわ湖を美しくする運動期間中に実施 | 環境基本条例に定める「びわ湖の日」の取り組みの一貫として環境保全を呼びかけるとともに、環境美化活動を実施し、環境保全の意識を高める。 | 琵琶湖岸を中心に市町と合同で清掃活動を実施 |
| 県下一斉清掃運動 | 12月1日(基準日) 11月21日から12月5日までの県下一斉清掃運動期間中に実施 | 日常生活の中に、環境保全に対する取り組みが定着し、さらに広がっていくことを目指し、ごみの散乱防止に関する条例(クリーン条例)に定める環境美化の日(12月1日)を中心に県民総参加で一斉清掃を行い環境への意識を高める。 | 県内全域において市町と合同で清掃活動を実施 |

表10 淡海エコフオスター制度合意団体数

| 年度 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 参加団体数 | 39 | 72 | 178 | 255 | 406 | 478 | 501 | 510 | 524 | 484 |

図33 定点観測地点における1日あたりのポイ捨てごみ量

— 100mまたは1000㎡当たり(県内35ヶ所、年3回調査) —



(6) 資源循環に関する情報提供、研究開発等について

①産官学協働による資源化技術の開発、②資源化や排出抑制の技術開発、③情報提供の充実、④事業者の取り組みの積極的な情報開示、⑤LCAなどの研究の5の施策に取り組んだ。

この結果、廃棄物資源化情報サイトのシステムを開発し平成20年から運用を開始し、また廃プラスチック・木くずの資源化処理に関するセミナーを開催した。

第二次滋賀県廃棄物処理計画の主な施策の実施状況について

資料 2

| 番号 | 施策の方向性 | 取組内容 | 実施状況 | | |
|-------------------|---|---|---|-----------------------------|---|
| | | | ・年度の表示がないのはH22の実績 ・「延べ」はH18～H22の実績 | 参考 | |
| ＜（１）循環生活への転換について＞ | | | | | |
| 1 | 廃棄物の排出抑制につながるグリーン購入の推進、販売店やNPO、企業と連携した消費者への啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・「滋賀県環境にやさしい物品の購入基本指針」の運用 ・滋賀県グリーン入札制度の運営 | 県機関の環境対応製品購入率 環境配慮事業者の登録数 グリーン購入実践プラン滋賀の登録数 | 99% 217業者 184業者 | (H17)99% (H18)118業者 (H18)106業者 |
| 2 | 環境を考えた買い物行動を行う者（グリーンコンシューマー）の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・「環境にやさしい買い物キャンペーン」（県、市町、小売店、滋賀GPN等による共同店頭啓発）の実施 ・「滋賀グリーン購入ネットワーク」の活動支援 | 実施件数（延べ） お買い物袋持参率 加盟団体数（H23.3） | 138店舗 50.8% 442団体 | (H17)36.4% (H18.3)391団体 |
| 3 | ISO14001など環境マネジメントシステムの認証等の取得 | <ul style="list-style-type: none"> ・認証率のベンチマーク管理 ・中小企業向けEMSに関するセミナー等の開催 ・県機関の取得 | 製造業1000事業所あたり ISO14001取得件数（H21） 県内のエコアクション21認証登録事業者数（H23.3） 警察を除く全県機関で取得 | 103.1件 104件 | (H17)104.0件 (H19.3)41件 H16に取得 |
| 4 | 多量排出事業者制度など廃棄物減量化に向けた計画策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物多量排出事業者処理計画策定指導 ・事業系一般廃棄物資源化取組事例集の作成 | 提出排出事業者数（延べ） 事例集作成、HP掲載（H19） | 968件 | |
| 5 | リサイクル認定制度を活用した製品の利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・「リサイクル製品認定制度」の運用・率先利用 ・環境ビジネスメッセでの認定製品の展示 | 認定製品数（H23.3末） 毎年度ブース展示 | 184製品 | H17～制度開始 |
| 6 | 製品の使用段階、廃棄段階を考慮した環境に配慮したものづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・環境産業クラスター形成に向けた検討 ・環境製品の性能評価制度の検討、試行 | 環境産業クラスター検討会、シンポジウムの開催（H18～H19） 環境製品性能評価制度の検討（H21～H22）、試行（H22） | | |
| 7 | 環境報告書の作成および公表 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書の作成に関するセミナー等の開催 | セミナー等開催数（H18～H19） | 8回 | |
| 8 | サービス業における使い捨て製品の使用削減 | <ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋の使用削減に係る小売店等との店頭啓発（「環境にやさしい買い物キャンペーン」） ・小売店環境保全連絡会での情報交換 ・買い物のごみ減量推進フォーラムしがでの検討 | 実施件数（延べ） 開催回数（H18～H21） 開催回数（H21～H22） | 138店舗 26回 5回 | |
| 9 | 必要な機能のみを利用するレンタル、リースの活用など、ごみを作らない取組実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・「環境にやさしい買い物キャンペーン」で啓発 | 実施件数（延べ） | 138店舗 | |
| 10 | 廃棄後の製品についての資源化まで考えた表示などの取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者主催セミナーでの資源有効利用促進法の説明 | 事業者団体によるセミナー開催（H19～H20） | | |

| ＜（２）排出抑制について＞ | | | | | |
|---------------|--|---|---|----------------|----------------------|
| 11 | 店頭回収の活用や集団回収への参加などによる資源化 | ・小売店環境保全連絡会での情報交換 ・買い物のごみ減量推進フォーラムしがでの検討 | 開催回数(H18～H21) 開催回数(H21～H22) | 26回 5回 | |
| 12 | 家庭や地域でできる生ごみ堆肥化などの減量への取組 | ・生ごみ資源化に係る市町への支援 ・生ごみ資源化取組事例集を市町と作成 | 2市で採択事業の取組(H18) 事例集作成、HP掲載(H19) | | |
| 13 | ゼロエミッション型農村づくりの推進 | ・バイオマス利活用のための手引き(資料集)の作成 ・しがゼロエミッション型農村創生に係る市町担当者研修会等の開催 | 手引き作成(H18) 研修会等の毎年度開催(H18～H21) | | |
| 14 | 公共施設の長寿命化検討 | ・県有施設建築物のストックマネジメントシステムの構築 | 調査実施建物数(H18～H20) | 264施設 | |
| 15 | 生産販売した製品が廃棄された時点での回収、資源化する取組などの拡大生産者責任の具体化 | ・容器包装、家電、自動車リサイクル法の運用 | 容器包装リサイクル法に基づく県内の再商品化処理量 | 24,219t | (H17)26,200t |
| 16 | 排出抑制、資源化を促すごみ処理料金設定などの経済的誘導の検討 | ・ごみ処理有料化導入に係るマニュアル作成、市町研修会の開催 | 滋賀県廃棄物適正管理協議会にて有料化導入マニュアルの作成(H19)、市町担当職員研修会(H20)を実施 | | |
| 17 | ごみの排出抑制につながる商品の販売や修理対応 | ・小売店環境保全連絡会による情報交換 ・買い物のごみ減量推進フォーラムしがでの検討 | 開催回数(H18～H21) 開催回数(H21～H22) | 26回 5回 | |
| 18 | 事業者の事業系一般廃棄物減量化計画の策定と排出抑制への取組 | ・事業系一般廃棄物資源化取組事例集の作成 | 事例集作成、HP掲載(H19) | | |
| 19 | ものを大切にできる長期使用、長寿命化推進 | ・「環境にやさしい買い物キャンペーン」で啓発 | 実施件数(延べ) | 138店舗 | |
| 20 | リユース情報の発信、リユースできる容器の利用拡大など再使用を強化する仕組みづくり | ・マイカップ・マイボトルの推進に係る中部圏9県1市会議での共同取組 | 県庁舎でのマイカップ自販機の設置 | 2台 | |
| 21 | フリーマーケットや中古品市場の情報提供や活性化 | ・市町によるフリーマーケット情報の広報誌掲載、開催に係る庁舎施設貸与等による支援 | 県内市町にて逐次実施 | | |
| 22 | 排出抑制、資源化を促すデポジット制度などの検討 | ・びわ湖環境ビジネスメッセ会場で販売される飲食物のデポジット制を毎年実施 | 弁当容器回収率 飲料容器回収率 | 90.3% 90.7% | (H18)87% (H18)93% |

| ＜（３）循環を目指した資源化の仕組みづくり＞ | | | | | |
|------------------------|--|---|---|-------------------------|--|
| 23 | 資源化量を増加させるための行政回収の体制整備や施設整備の推進 | ・市町によるごみ資源化処理施設の整備 | 市町が整備した資源化施設(延べ) | 4施設 | |
| 24 | 資源化という観点に立ったごみ分別等と啓発 | ・容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画の策定 | 県内市町等および県の第6期分別収集計画の策定 | | |
| 25 | 各種リサイクル法に則った資源化の取組 | ・各種リサイクル法に基づく関係者の取組や啓発 ・県公共工事に係る「県建設副産物処理基準」運用 ・「有効利用促進法」に基づく、滋賀県が実施した公共工事における指定副産物のリサイクル率調査の実施 | 主な指定副産物のリサイクル率 建設発生土 コンクリート塊 木材 | 86.5% 98.8% 65.9% | (H18)54.1% (H18)98.0% (H18)69.9% |
| 26 | 廃食油を資源化するバイオディーゼル燃料利用の推進 | ・BDF燃料バスのモデル事業 ・学習船「うみのこ」でのBDF燃料利用 ・市町による廃食油の分別回収、BDF利用促進等 | 湖国を走るバイオ燃料バスプロジェクトモデル事業BDF使用量(H21) 燃料の一部にBDFを利用 | 9.9kl 20.2kl | (H18)11.6kl |
| 27 | 都市公園の剪定枝の資源化促進 | ・都市公園における「緑のリサイクル事業」の取組 | チップ堆肥化量 | 114m3 | (H18)108m3 |
| 28 | 下水道汚泥の資源化 | ・県流域下水道の汚泥のスラグ化等による有効利用 | 汚泥の資源化率 | 85.3% | (H18)100% |
| 29 | 資源循環を視野に入れた熱供給施設としての機能を持たせた焼却施設の整備と焼却灰の資源化の推進 | ・市町による熱利用型焼却施設の整備 | 市町が整備した熱利用型焼却施設(延べ) | 1施設 | |
| 30 | 生ごみの資源化への取組と施設整備の推進 | ・生ごみ資源化取組事例集を市町と作成 | 事例集作成、HP掲載(H19) | | |
| 31 | 資源化率の低い廃棄物に対して資源化を推進する取組 | ・産業廃棄物の廃プラ・木くずの資源化方策の方向性検討 | 廃プラの有効利用率 木くずの有効利用率 「産業ゼロエミ検討会」での2品とりまとめを作成、HP掲載(H19) | 79% 88% 資源化方策 | (H17)60% (H17)71% 方向性を検討、 |
| 32 | 素材として活用できない廃棄物の熱回収 | ・市町による熱利用型焼却施設の整備 ・家畜排せつ物によるメタンガス発電モデル取組 | 市町の熱利用型焼却施設(延べ)発電量(H19) | 1施設 161kwh | (H17)168kwh |
| 33 | 各種リサイクル法に対応した資源循環ビジネスの振興 | ・環境ビジネスメッセを毎年度開催 ・「リサイクル製品認定制度」の運用・率先利用 | メッセ出展企業団体数 認定製品数(H23.3) | 313企業 184製品 | (H18)260企業 H17～制度開始 |
| 34 | 資源化量を増加させるための資源化業者の育成 | ・産業廃棄物減量化技術研究開発補助金 ・滋賀県産業廃棄物税条例に基づく資源化施設認定 | 補助事業者数(延べ) 施設認定数 | 6事業者 33施設 | H17～制度開始 (H17)18施設 |
| 35 | 少量しか廃棄物を排出しない事業者や地域で連携した事業者による共同的な資源化と収集・処理の検討 | ・廃棄物の小口収集に関する関係事業者との検討 | 廃プラ・木くず(産業ゼロエミ検討会)(H19) オフィス古紙(小売店環境保全連絡会)(H19) | | |

| ＜（４）適正処理の基盤整備について＞ | | | | | |
|--------------------|---|--|---|---------------|------------------------|
| 36 | 廃棄物・し尿処理を効率的に行えるような処理施設の集約（広域化） | ・ 県一般廃棄物広域化計画の推進、市町処理施設への県交付金の支出 | 県交付金支出施設数（H18～H22） | 6施設 | |
| 37 | 滋賀県汚水処理施設整備構想の推進 | ・ 下水道、農村下水道、浄化槽等の整備推進 | 汚水処理施設整備率 | 97.8% | （H17）94.9% |
| 38 | 廃棄物処理基準の遵守とmanifestの適正な運用 | ・ 産業廃棄物処理業者等への適正処理指導 ・ 産業廃棄物管理票交付状況報告書提出促進 | 処理施設立入率 県産業廃棄物適正処理推進要綱の施行（H21.4） 提出事業所数 | 100% 5,258 | （H18）58% （H20）6,880 |
| 39 | 特別管理産業廃棄物適正処理の推進 | ・ PCB廃棄物・アスベスト等の適正処理・適正保管指導 | PCB廃棄物届出事業場数（H22.3） アスベスト廃棄物発生量を毎年度把握（H18～H22） | 815 | （H17）866事業場 |
| 40 | 民間設置が困難な廃棄物処理施設の公共関与による整備 | ・ クリーンセンター滋賀（産業廃棄物管理型最終処分場）の整備推進 ・ 県南部広域処理システムの検討 | 開業（H20.10） 可燃性産業廃棄物の民間での利用推進により中止（H20.2） | | |
| 41 | 災害時に対応できる体制づくり | ・ 滋賀県地域防災計画の推進 | 県地域防災計画内に廃棄物処理計画を規定 | | |
| 42 | 廃棄物の適正処理を進めていくための優良な処理業者の育成 | ・ 廃棄物処理法施行規則に基づく評価制度の運用 ・ 関係団体主催研修会での啓発の実施 | 適合確認の事業者数 研修会への講師派遣数（延べ） | 33業者 20回 | （H18末）5業者 |
| 43 | 事業者や処理業者の情報管理や行政監視を合理化する電子manifestの導入検討 | ・ 電子manifest利用促進に係るセミナー等の実施 | セミナー等開催数（延べ） | 15回 | |

| ＜（５）不法投棄防止と美化推進について＞ | | | | | |
|----------------------|---|--|--|----------------------------|--|
| 44 | 淡海エコフオスター制度などの住民団体や企業による美化活動の推進 | ・ 「淡海エコフオスター」の推進 ・ 企業による道路清掃「美知メセナ」の推進 | エコフオスター支援団体数 参加団体数 | 484団体 191団体 | （H18）478団体 （H18）131団体 |
| 45 | ポイ捨て防止の啓発と監視 | ・ 環境美化監視員パトロールの実施 | 各管内に環境美化監視員の設置、パトロールの実施（H14～） | | |
| 46 | 不法投棄や不適正保管などの不適正処理を一掃していく監視・取締強化、不適正処理行為者に対するの厳正な措置 | ・ 定期的な合同パトロールの実施 ・ スカイパトロールの実施 ・ 他府県との合同検問・単独検問 | 県庁・環境事務所合同パトロール スカイパトロール実施回数 検問実施回数 不法投棄等年度内解決率 | 122回 3回 10回 79.5% | （H18）68回 （H18）3回 （H18）9回 （H18）78% |
| 47 | 不法投棄の未然防止対策および不法投棄された場合の原状回復対策 | ・ 定期的な合同パトロールの実施 ・ スカイパトロールの実施 ・ 他府県との合同検問・単独検問 ・ 地域の原状回復取組支援（地域協働原状回復事業） | 県庁・環境事務所合同パトロール スカイパトロール実施回数 検問実施回数 支援件数 | 122回 3回 10回 2件 | （H18）68回 （H18）3回 （H18）9回 （H18）3件 |

| | | | | | |
|----|---|--|--|-------------|------------------------------------|
| 48 | 効率的な監視・取締手法の検討 (地域と連携したパトロール体制、 不法投棄通報システム) | ・地域や団体との通報協定など連携取組 ・地域パトロール隊の設置 ・不法投棄110番の設置など | 協定件数(H18~H22) 地域パトロール隊員数 不法投棄通報専用電話の設置 | 14件 293名 | (H18) 11件 (H18) 344名 H17から設置 |
| 49 | ポイ捨てや不法投棄など不適正処理 されやすい地域での美化活動 | ・淡海エコフオスター制度の推進 ・県下一斉清掃(びわ湖の日、環境美化の日等) | エコフオスター支援団体数 毎年度実施 | 484団体 | (H18) 478団体 |

< (6) 資源循環に関する情報提供、研究開発等について >

| | | | | | |
|----|--|--|--|------|--|
| 50 | 産・学・官の協働による資源化技術 や手法の開発 | ・地域結集型共同研究事業「環境調和型産業システム構築 のための基盤技術の開発(H14~H19)」の実施 | 成果の特許出願件数(H15~H19) | 50件 | |
| 51 | 新たな資源化や排出抑制を検討する 技術開発や研究 | ・産業廃棄物減量化技術研究開発補助金 | 補助事業者数(延べ) | 6事業者 | |
| 52 | 最適な資源化業者や手法が選べる 情報提供の充実 | ・「リサイクルねっと・しが」の運営 | 廃棄物資源化情報のシステム開発(H18~H19)、運営(H20~H22) | | |
| 53 | 環境報告書などによる事業者の取組 の積極的な情報開示 | ・環境報告書の作成に関するセミナー等の開催 | セミナー等開催数(H18~H19) | 8回 | |
| 54 | 環境への負荷をより低減させるための 収集体制・施設整備を検討する ライフサイクルアセスメント(LCA)などの研究 | ・産業ゼロエミセミナーの開催 | 廃プラ・木くずの資源化処理に関するセミナー開催 (H19、環境ビジネスメッセ同時開催セミナー) | | |

< その他(推進体制) >

| | | | | | |
|----|------------------------|--|-----------------------------|--|--|
| 55 | 県における推進体制 | ・滋賀県湖国環境推進会議(庁内会議)の運営 ・滋賀県環境審議会廃棄物部会の開催 | 適宜開催 毎年度開催 | | |
| 56 | 市町・一部事務組合との連携体制 | ・滋賀県廃棄物適正管理協議会の運営 | 毎年度、総会・研修会等を開催 | | |
| 57 | 県民・事業者との連携体制 | ・小売店環境保全連絡協議会、産業廃棄物協会など 各種団体との連携 | 情報交換、研修会、セミナー等を適宜開催 | | |
| 58 | 廃棄物処理計画の進行状況の報告 ・公開 | ・一般廃棄物、産業廃棄物の処理状況の把握と公表 ・「滋賀県の廃棄物」の発行 | 毎年度、排出量・処理量等を把握・公表 毎年度発行 | | |

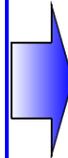
第1章 計画の位置づけと近年の関係政策の動向

- ア) 計画の位置づけ
 廃棄物処理法第5条の5に基づく法定計画で、廃棄物の減量その他適正な処理に関して定めることとされている。(計画期間；平成23年度から27年度)
- イ) 国の動向
 「第2次循環基本計画」の策定(平成20年3月)や、廃棄物処理法改正(平成22年5月)がなされ、低炭素社会との取組統合による循環型社会の形成を一層推進することや適正処理対策の一層の強化等が図られた。
- ウ) 県の動向
 「第3次滋賀県環境総合計画」が策定(平成21年12月)され、「持続可能な滋賀社会づくり」を「低炭素社会づくり」「循環型社会づくり」「自然共生社会づくり」の3つの側面から取り組むこととされ、廃棄物・資源循環分野においては、3Rの推進、適正処理の確保が施策の方向とされた。



第2章 廃棄物の排出や処理の状況、将来見込み、課題

- ア) 排出等の状況
 ○ 一般廃棄物の総排出量や1人1日あたりの排出量は横ばい状況にあったが、平成19年度以降は減少に転じた。最終処分量は減少傾向が続いている。
 ○ 産業廃棄物の排出量は横ばい状況にあったが、平成20年度には減少した。最終処分量は10年前に比較して1/3程度まで減少したが、ここ数年は横ばい状況にある。
- イ) 処理の状況
 ○ 一般廃棄物については、分別回収が進むなど再生利用は一定レベルに達し、再生利用率は頭打ちの状況にある。
 ○ 一般廃棄物の焼却施設は、稼働年数が長期にわたる施設が多くを占めている。また、最終処分場の残余年数は県全体にならずと8.2年である。
 ○ 産業廃棄物の中間処理施設については、廃プラスチック類の破碎施設数が10年前に比較して約5倍に増加するなど、燃料化等の資源化処理が進行している。管理型最終処分場の残容積は、平成19年度までに大きく減少したが、平成20年度に(財)滋賀県環境事業公社が運営するクリーンセンター滋賀が開業した。
 ○ 産業廃棄物不法投棄等の新規発生件数は減少しているものの、撲滅には至っていない。発生年度内での解決率は7~8割となっている。
- ウ) 将来の見込み
 ○ 本県における廃棄物の現況に基づく将来予測や国の基本方針で示された将来目標量から推察すると、今後、一般廃棄物、産業廃棄物ともに排出量が大きく増加することはなく、現状レベルで推移すると見込まれる。
- エ) 課題
 ○ 廃棄物の排出量や最終処分量を削減するために3Rが取り組まれてきたが、今後は、3Rに伴う環境への負荷に配慮し、リサイクルからリデュースやリユースにさらに重点を移して取り組みを進めていく必要がある。
 ○ リサイクルの推進にあたっては、マテリアルリサイクルのみならず、廃棄物の焼却に伴い発生する余熱利用などサーマルリサイクルにも着目する必要がある。
 ○ 廃棄物処理施設については、今後とも必要に応じて計画的な施設の更新等を進める必要がある。
 ○ 産業廃棄物の適正処理を確保するため、県適正処理推進要綱等を駆使し、監視・指導を今後とも徹底維持していく必要がある。



第3章 計画の基本方針と目標

- 今後の方向性
 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく 3R取組のステップアップにより 持続可能な滋賀社会づくりを進める
- 3つの基本方針
 1. 日常生活や事業活動をさらに省資源・循環型に転換し、出たからではなく出た前の廃棄物の減量を進めるリデュース(排出抑制)やリユース(再使用)を促進する
 2. 温室効果ガスの削減につなげるため、3R取組とりわけリデュースや省エネ・熱利用型の処理を促進する
 3. 循環型社会を支える廃棄物の適正処理の徹底を図る
- 取組の目標(平成27年度)
 ○ 排出抑制やリユースを促進する手法やごみ減量・温室効果ガスの削減等の情報の提供と活用の推進(「見える化」取組)
 ○ マイバッグ持参率80%
 ○ 市町ごみ焼却施設の更新計画において発電等熱利用の計画を設定
 ○ 県許可に係る全ての廃棄物処理施設や処分業者に毎年度立入検査を継続
 ○ 産業廃棄物の不法投棄等の発生年度内における解決率80%以上を継続 等
- 減量の目標(平成27年度)
 ○ ごみの1人1日当たりの排出量を910gに (H20; 938g)
 ○ ごみの1人1日当たりの最終処分量を95gに (H20; 110g)
 ○ 産業廃棄物の最終処分量を10万tに (H20; 11.2万t)



第4章 計画の推進に向けた取組

- <3R推進の取組>
 3R取組を強化する「見える化」、グリーン購入の拡大、市町焼却施設での熱利用推進 等
- <適正処理の推進の取組>
 施設立地時の事前審査や立入検査の徹底、事業者の優良化、不法投棄等未然防止対策の強化 等
- <その他循環型社会の進展につなげる取組>
 EMSの普及、資源生産性向上の企業支援、環境ビジネスの振興、バイオマス利活用の普及啓発 等



第5章 計画の推進

市町や関係組織との情報交換や連携調整、目標の進捗状況について毎年度公表

第三次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について

I 計画の推進に向けた取組の進捗状況

第1 3R推進の取組

| 目 標 |
|---|
| <p>① 一般廃棄物について、県民によるリデュース・リユース等の取組を一層促進するため、県や市町ではその取組手法やごみ減量・温室効果ガスの削減等についての情報を提供。また、県や市町が催す様々な機会を通じてこれらの情報を広く活用。</p> <p>② 産業廃棄物について、処理に伴う環境負荷の低減を促進するために、処理の状況や先進事例等の情報を整理・提供するとともに、事業者団体との定期的な情報交換等を実施。</p> <p>③ 買い物時のマイバッグ持参率を80%に増加させる。</p> <p>④ グリーン購入推進団体の会員を通じた消費者に対する普及啓発およびその活動実績の情報発信を実施。</p> <p>⑤ 市町ごみ焼却施設の更新計画にあたって、発電等熱利用施設を盛り込む。</p> |
| 計画の推進に向けた取組 |
| <p>①-1 3R取組を強化するため、市町等関係機関と連携して、廃棄物の減量に関する情報を温暖化対策とも関連づけて分かりやすく発信する「見える化」を進めます。この中で、特にリユース(再使用)を促進するため、先進的な事例の紹介や不要物の交換・譲渡等の機会拡大に取り組みます。</p> <p>③ 事業者や関係団体、市町と連携して、レジ袋をはじめとする容器包装の削減の取組を進めます。</p> <p>④ グリーン購入推進団体を支援し、県民や事業者の啓発活動等とおしてグリーン購入の拡大を図ります。また、グリーン購入の自らの率先行動を今後とも進めます。</p> <p>⑤ 市町への情報提供や助言をおして、一般廃棄物処理施設の熱利用の推進など3Rを促進します。</p> <p>①-2 各種リサイクル法の適正な運用を進めます。</p> <p>②-1 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画書の作成への助言や計画書の公表をおし、自主的な産業廃棄物の減量を推進します。</p> <p>①-2 3R取組を強化するため、リサイクル製品の認定制度などの充実を図ります。</p> |
| これまでの実績（主として平成23年度） |
| <p>①、② 県ホームページに「ごみ減量・資源化情報」を開設し、廃棄物の減量に関する様々な情報を提供しました。</p> <p>③ 事業者、県民団体および県・市町で「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」を組織し、小売業の24事業者（150店舗）と平成25年4月からレジ袋無料配布を中止し、3年後にマイバック持参率を80%にすることを目標とした協定を締結しました。</p> <p>④ グリーン購入推進団体の会員を通じて、消費者に対する普及啓発の実態を把握するため調査を実施しました。</p> <p>②-1 平成24年度に多量排出事業者から提出された223件の産業廃棄物処理計画書を県のホームページで公表しました。</p> <p>②-2 平成24年12月に29製品のリサイクル認定を行い、現在、230製品となりました。産業廃棄物の</p> |

発生抑制や資源化に係る研究開発を促進するため、平成23年度は1事業者の事業に対して補助を行いました。

今後の取組の方向性

- ①、② 「ごみ減量・資源化情報」で提供する情報を充実させるとともに、産業廃棄物の事業者団体と情報交換を行い、3Rの取組状況や事業者が必要としている情報の把握に努めます。
- ④ 実態調査の結果を踏まえて、会員による消費者への普及啓発を更に進めていくため、グリーン購入推進団体に対する支援を行います。
- ②-2 リサイクル製品認定制度については、創設以来7年を経過し、リサイクルを取りまく社会経済状況が変化していることから、制度のあり方について検討します。

第2 適正処理の推進の取組

| | | | | |
|---|------------|---------|---------|--------------|
| 1. 廃棄物処理への監視指導や事業者の優良化の取組 | | | | |
| 目 標 | | | | |
| ① 県が許可した全ての廃棄物の処理施設や処分業者への毎年度立入検査を継続して実施。 | | | | |
| ② 電子マニフェスト利用率を50%※ にする。 ※ 平成20年度；17% | | | | |
| 計画の推進に向けた取組 | | | | |
| ①-1 県適正処理推進要綱に基づき、処理施設の設置にあたっての事前協議や立入検査を適確に実施します。また、不適正処理事案発生時には、迅速な指導や法令に基づく改善命令等の厳格な対応を行います。 | | | | |
| ①-2 PCB特別措置法に基づき、PCB廃棄物の保管事業者に対して適正保管の指導を行うとともに、日本環境安全事業(株)による無害化処理が円滑に進むように、関係者への情報の周知を図ります。 | | | | |
| ①-3 排出事業者や処理業者の優良化を進めるため、廃棄物処理法の周知徹底や電子マニフェストの普及を図る講習会等を開催します。 | | | | |
| これまでの実績（主として平成23年度） | | | | |
| ①-1 産業廃棄物処理施設（許可対象292施設）の全てを対象に立入検査を行いました。このうち、焼却施設および最終処分場については、排ガスや排水等の検査を行いましたが、基準値を超過した事例はありませんでした。 | | | | |
| ①-2 PCB廃棄物（トランス、コンデンサ、安定器等）の保管事業者（621事業者：平成22年度末）に対して保管状況の立入検査等を実施しました。 | | | | |
| ①-3 優良産業廃棄物処理業者として、収集運搬業者43事業者、処分業者1事業者を認定しています。 | | | | |
| ② 関係機関への情報提供や訪問指導等を通じて、簡易な操作で事務の効率化と確実な法令遵守が図れるという電子マニフェストのメリットの普及啓発を進めており、表1のとおり普及率は徐々に上昇しています。 | | | | |
| 表1 マニフェスト交付状況と電子マニフェスト普及率 | | | | |
| | マニフェスト交付状況 | | | 電子マニフェストの利用率 |
| 年度 | 紙 | 電子 | 合計 | |
| H20 | 271,135 | 49,956 | 321,091 | 15.6 |
| H21 | 300,823 | 94,927 | 395,750 | 24.0 |
| H22 | 279,443 | 105,738 | 385,181 | 27.5 |
| H23 | 266,355 | 129,112 | 395,467 | 32.6 |
| 今後の取組の方向性 | | | | |
| ①-1 毎年度、立入検査方針を策定するとともに、これまでの不適正事例等を踏まえて実態に即した重点検査事項を設定し、効果的・実効的な立入検査を行います。 | | | | |
| ①-2 PCB廃棄物の処理に係る情報を保管事業者に提供し、円滑な処理の推進に努めます。 | | | | |
| ② 引き続き、普及促進セミナーを実施するなど関係機関への啓発を行って、電子マニフェスト利用率の向上に努めます。 | | | | |

2. 適正処理の体制確保に向けた取組

(1) 一般廃棄物の適正な処理を確保するための体制等

計画の推進に向けた取組

- ① 焼却施設における発電等の熱利用施設の導入その他処理の効率化に向け、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」に基づく広域的な処理体制の整備に向けた情報提供や助言を行い、必要に応じて市町間の調整に努めます。
- ② ごみ処理事業が社会経済的に効率的な事業となるよう、国が作成した「廃棄物会計基準」に関する情報提供や助言を行います。
- ③ 処理施設等の整備にあたって、「循環型社会形成推進地域計画」（「地域計画」）の策定に関する助言を行います。
- ④ 県内から発生する一般廃棄物を適正に最終処分するために、今後とも、関係府県や市町との連携・協力のもとに大阪湾フェニックス事業を推進します。
- ⑤ 生活排水の適正処理を図るために、引き続き、県汚水処理施設整備構想による計画的な下水道や浄化槽の施設整備を進めます。

これまでの実績（主として平成23年度）

- ② 平成24年度に、県と市町・一部事務組合で構成する滋賀県廃棄物適正管理協議会において、「廃棄物会計基準」の説明を行いました。
- ③ 8地域で策定されている地域計画の時点修正、変更等に対して助言を行いました。
- ④ 大阪湾フェニックス事業の現行計画は平成39年度までとなっていることから、次期計画を策定するため、関係府県と市町で構成する大阪湾広域処理場整備促進協議会と大阪湾広域臨海環境整備センターが協力して検討を進めています。
- ⑤ 平成23年3月に改正した『滋賀県汚水処理施設整備構想2010』に基づき、下水道や浄化槽の施設整備を進めた結果、平成23年度末の生活排水処理率は0.5%増加しました。

表2 生活排水処理率（平成24年3月31日現在）

| 事業種別 | 生活排水 処理人口 | 生活排水処理率 H24.3.31 | 生活排水処理率 H23.3.31 | 差 |
|----------|--------------|---------------------|---------------------|-------|
| 下 水 道 | 1,094,515 | 78.5% | 77.4% | 1.1% |
| 農業集落排水施設 | 101,782 | 7.3% | 7.5% | △0.2% |
| 合併処理浄化槽 | 94,733 | 6.8% | 7.2% | △0.4% |
| 林業集落排水施設 | 40 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 合 計 | 1,291,070 | 92.6% | 92.1% | 0.5% |

表3 汚水処理人口普及率の現状と目標

| 事業種別 | 平成23年度 | | 平成32年度(目標年度) | |
|-----------|-----------|---------------|--------------|---------------|
| | 処理人口 | 汚水処理 人口普及率 | 処理人口 | 汚水処理 人口普及率 |
| 公 共 下 水 道 | 1,204,821 | 86.4% | 1,276,575 | 91.8% |
| 農業集落排水施設 | 105,742 | 7.6% | 75,758 | 5.5% |
| 合併処理浄化槽 | 58,093 | 4.2% | 37,819 | 2.7% |
| 林業集落排水施設等 | 44 | 0.0% | 48 | 0.0% |
| 合 計 | 1,368,700 | 98.2% | 1,390,200 | 100.0% |

今後の取組の方向性

- ⑤ 生活排水処理率100%を達成するため、『滋賀県汚水処理施設整備構想2010』に基づき、今後も地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を広域的な観点から選択し、施設整備を進めていきます。

(2) 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

計画の推進に向けた取組

- ① 排出事業者や処理業者において、安全で信頼性の高い処理施設の整備が進められるよう、廃棄物処理法の適確な施行を図るとともに、県適正処理推進要綱に基づき適切な指導を行います。
- ② 公共関与により最終処分事業の計画を進めてきた大阪湾広域臨海環境整備センターの大阪湾フェニックス事業および(財)滋賀県環境事業公社のクリーンセンター滋賀について、適切な運営が図れるよう関与していきます。

これまでの実績（主として平成23年度）

- ① 処理業者等から申請があった産業廃棄物処理施設等の設置計画について、平成23年度9件、平成24年度18件の厳格な審査を行いました。
- ② 県では、大阪湾フェニックス事業の管理委員会委員、理事等の役職につき、運営に関与しています。
- ② (財)滋賀県環境事業公社が平成22年10月に開業したクリーンセンター滋賀は、産業廃棄物の処分量が開業当初は計画の1/3程度しか見込めなかったことから、平成24年3月に『中期経営計画』（計画年度：平成24～28年度）を策定し、経営改善に取り組んできました。
市場を踏まえた料金改定や営業活動により徐々に認知度が高まり、処分量は平成23年2月から大幅に増加し、平成23年度には5万トン、処分料収入は6億円を越えました。

表4 クリーンセンター滋賀の実績

| 年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------------|---------|---------|---------|---------|
| 処分量(トン) | 25,191 | 20,238 | 35,275 | 50,251 |
| 処分料金収入(千円) | 280,421 | 282,859 | 451,728 | 614,544 |

注)平成20年10月30日に開業したため、平成20年度の営業期間は5ヶ月である。

今後の取組の方向性

- ① 廃棄物処理法の規則改正や全国的な不適正処理事例等の情報について、情報収集、意見交換を行う等により、産業廃棄物処理施設整備に対する審査・指導能力のさらなる向上に努めます。
- ② (財)滋賀県環境事業公社は、引き続き、『中期経営計画』に基づき経営改善に取り組むとともに、平成23年度からの処分量の増加に伴い、埋立残容量が逼迫していることから、平成24～25年度にかけて拡張工事を行い埋立容量の確保に努めていきます。

(3) 災害廃棄物

計画の推進に向けた取組

- ① 市町の災害廃棄物処理計画の策定に対して助言を行います。
- ② 災害時における市町間等の迅速かつ円滑な相互協力を図るため、情報の共有や協議の場を設けるなど広域的な連携体制の充実に努めます。
- ③ 廃棄物を処理する事業者の団体との救援協定の締結を推進します。

これまでの実績（主として平成23年度）

- ①、② 東日本大震災を教訓として、大規模な災害が発生した場合に広域的な連携・調全体制を整備するため、災害廃棄物の広域処理に係る調整マニュアルおよび市町における広域調整に関するモデルマニュアルを平成24年度に策定することとして作業を進めています。
- ③ 産業廃棄物を処理する団体との救援協定締結に向けた協議を進めています。

今後の取組の方向性

- ② 平成24年度に策定する災害廃棄物の広域処理に係る調整マニュアルに基づき、具体的な 連絡・協力体制などを充実させるため、市町と連携して検討を進めます。

3. 産業廃棄物の不法投棄等の撲滅に向けた取組

目 標

- ① 産業廃棄物の不法投棄等の撲滅を目指し、発生年度内における解決率80%以上を継続する。 ※平成21年度；80.3%

計画の推進に向けた取組

- ①-1 警察、市町等の関係機関や近隣府縣市との連携を強化し、効果的な監視取締活動による未然防止対策の強化を図ります。
- ①-2 早期発見・早期対応による問題解決を図るために、不法投棄等発生時に迅速な現地調査と行政指導を行い、必要に応じて行政処分、告発等厳正な対応を行います。
- ①-3 地域住民等と協働による原状回復事業の実施や監視・通報体制の確立により、不法投棄等をさせない地域づくりを推進します。

これまでの実績（主として平成23年度）

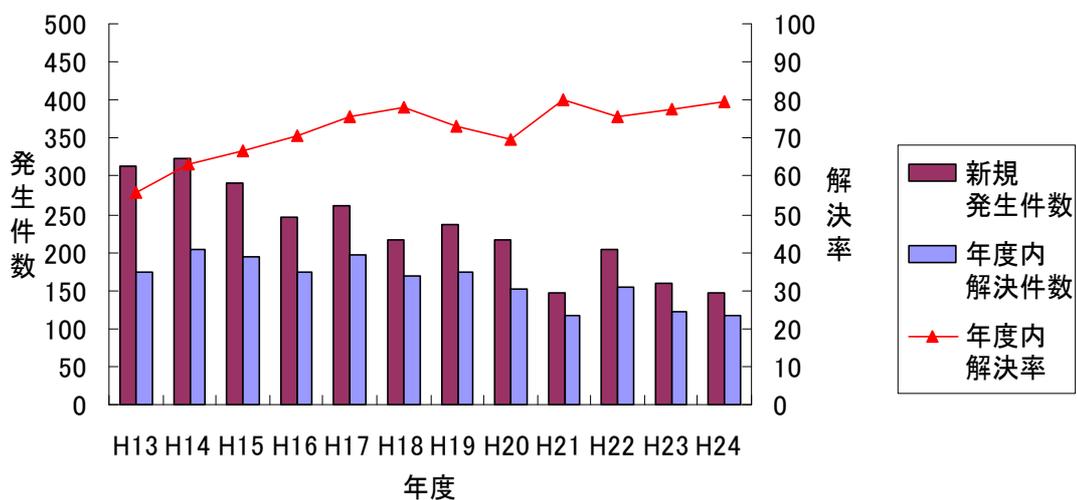
- ① 平成23年度および平成24年度（12月末まで）の年度内解決率は、目標とする80%に届いていませんが、解決率の向上に取り組んでおり、改善の傾向にあります。

表5 産業廃棄物不法投棄等の新規発生件数と年度内解決率の推移

| 年度 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 新規発生件数 | 313 | 324 | 290 | 246 | 260 | 216 | 237 | 216 | 147 | 205 | 158 | 148 |
| 年度内解決件数 | 174 | 205 | 194 | 174 | 197 | 169 | 173 | 151 | 118 | 155 | 123 | 118 |
| 年度内解決率 | 55.6 | 63.3 | 66.9 | 70.7 | 75.8 | 78.2 | 73.0 | 69.9 | 80.3 | 75.6 | 77.8 | 79.7 |

※H24年度については、12月末までの実績

図1 産業廃棄物不法投棄等の発生件数と年度内解決率の推移



今後の取組の方向性

- ① 産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数は、平成10年代前半と比較すると減少傾向ですが、根絶には至っていない状況であり、計画の推進に向けた取組に掲げる不法投棄の防止対策等を引き続き着実に実施することにより、解決率向上に取り組む目標達成に努めます。

4. 散在性ごみ対策

目 標

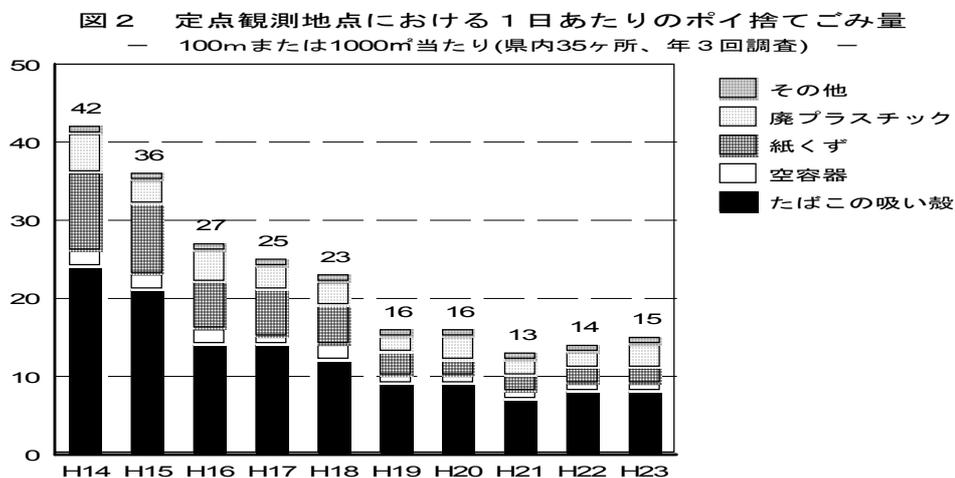
- ① 定点観測による散在性ごみ個数を平成22年度の値から10%削減*する。*平成22年度；14個

計画の推進に向けた取組

- ①-1 「環境美化の日」の活動をはじめとする県民運動を更に推進します。
②-2 「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」の周知を図るとともに、市町における条例制定や不法投棄監視体制の強化を支援します。

これまでの実績（主として平成23年度）

- ① 美しい環境に恵まれた住みよい郷土づくりを進めるため、県民、企業、団体、県および市町が一体となって、県内全域を対象に一斉清掃を実施している。
定点観測地点における1日あたりのポイ捨てゴミの量は、平成19年度以降、横這い傾向にある。



今後の取組の方向性

- ① 定点観測地点における1日あたりのポイ捨てゴミの量は、平成14年度と比較すると近年は約7割減少しているものの、下げ止まっている。

目標を達成するため、引き続き、啓発活動や環境美化の日を中心に県民や企業・団体のみならず等のご協力により環境美化活動に取り組んでいきます。

Ⅱ 計画の推進に向けた取組の進捗状況

(1) 減量の目標

| 項 目 | | 計画前の実績 | | 実績 (速報値) | 目標値 | 達成状況 |
|---------------|----|--------|------|-------------|-----|------|
| | | H20 | H22 | H23 | H27 | |
| 一般廃棄物 | | | | | | |
| 1人1日あたりの排出量 | g | 938 | 896※ | 886 | 910 | 達成 |
| 1人1日あたりの最終処分量 | g | 110 | 102 | 98 | 95 | 未達成 |
| 産業廃棄物 | | | | | | |
| 最終処分量 | 万t | 11 | 9 | 9 | 10 | 達成 |

※ 全国の都道府県で少ない方から6番目

(2) 廃棄物の排出および処理の状況

| 項 目 | | 単 位 | 計画前の実績 | | 実績 (速報値) | H27 見込値 |
|-------|----------|-----|--------|------|-------------|------------|
| | | | H20 | H22 | H23 | |
| 一般廃棄物 | 総排出量 | 万t | 47.5 | 45.5 | 45.3 | 46.3 |
| | 総資源化量 | 万t | 9.4 | 8.7 | 8.7 | 11.5 |
| | 再生利用率 | % | 19.8 | 19.0 | 18.8 | 25.0 |
| | 最終処分量 | 万t | 5.6 | 5.2 | 5.0 | 4.8 |
| | 資源化されない量 | 万t | 31.6 | 30.3 | 30.3 | 28.8 |
| 産業廃棄物 | 総排出量 | 万t | 389 | 360 | 376 | 394 |
| | 発生量 | 万t | 226 | 199 | 214 | 231 |
| | 総資源化量 | 万t | 179 | 159 | 174 | 181 |
| | 再生利用率 | % | 46.0 | 44.1 | 46.2 | 46.0 |
| | 有効利用率 | % | 89.4 | 89.0 | 90.4 | 88.0 |
| | 資源化されない量 | 万t | 24 | 22 | 21 | 27 |